- ・ 守谷市障がい者福祉計画 (第3期)
- ・守谷市障がい福祉計画 (第6期)
- 守谷市障がい児福祉計画(第2期)(案)

令和3年3月 守 谷 市

目 次

第 1	編	序論	. 1
第	1章	計画の策定に当たって	. 3
	1	計画策定の趣旨	. 3
	2	計画の対象者及び障がい者の定義	. 3
	3	計画の位置付け	. 4
	4	計画期間	. 5
	5	近年の障がい者を取り巻く制度改正の動き	. 5
	6	アンケート調査の実施	10
	7	計画の進行管理	11
	8	計画の推進体制	11
第	2章	統計からみる障がい者の状況	12
	1	身体障がい者手帳交付者の状況	12
	2	療育手帳交付者の状況	15
	3	精神障がい者保健福祉手帳交付者・自立支援医療(精神通院)受給者の状況	17
	4	障がい支援区分別の認定者数	20
	5	難病患者の状況	21
	6	要支援・要介護認定者の状況	22
	7	教育の状況	23
	8	雇用の状況(常総公共職業安定所管内)	27
第 2	編	守谷市障がい者福祉計画(第3期)	29
第	1章	計画の基本的な考え方	31
	1	基本理念	31
	2	施策推進の目標	31
	3	施策の柱	32
	4	施策の体系	33
第	2章	施策の推進	34
	1	共に築く福祉のまちづくり	34
	2	地域で自立した主体的な生活の支援	43
	3	ライフステージに応じた社会参加の支援と自立	63
第3	編	守谷市障がい福祉計画(第6期)・守谷市障がい児福祉計画(第2期)	75
4-6		□ 成果目標数値	77
芽	51章		٠,
芽		施設入所者の地域生活への移行支援	
第	1		77

4	児童発達支援センターの整備等 7	9
第2	章 障がい福祉サービスの見込量と今後の方策8	0
1	サービス見込量の設定の考え方8	0
2	サービスの状況と課題8	0
3	障がい福祉サービスの見込量8	1
第3	章 障がい児通所支援の見込量と今後の方策8	8
1	サービス見込量の設定の考え方8	8
2	サービスの状況と課題8	8
3	障がい児通所支援の見込量8	9
第4	章 地域生活支援事業の見込量と今後の方策9	1
1	地域生活支援事業の見込量9	1

第1編 序論

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市においては、平成26年3月に策定した「守谷市障がい者福祉計画(第2期)」の基本理念である「地域社会で自立し自分らしく生きることができるまち」に基づき、三つの施策目標として「共に築く福祉のまちづくり」、「地域で自立した主体的な生活の支援」、「ライフステージに応じた社会参加の支援と自立」を掲げて、障がい者施策を展開してきました。

平成27年3月には、「守谷市障がい者福祉計画(第2期)」の基本理念や過去の障がい福祉サービス等の利用実績、障がい者に関する法令の改正等を踏まえて、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「守谷市障がい福祉計画(第4期)」を策定し、障がいのある人に対する障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業のサービスの提供体制の確保に努めてきました。

「守谷市障がい者福祉計画(第3期)」は、前計画の期間が平成30年3月をもって終了するに当たり、法令や制度の改正、社会情勢の変化といった障がいのある人を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、これまでの取組を評価した上で、本市における障がい者施策の基本的な方向性と具体的な取組を明らかにするために策定しました。

また、本計画は、障がい者及び障がい児のサービスの提供体制を整備し、円滑なサービスの提供を図ることができるよう、「守谷市障がい福祉計画(第5期)」及び「守谷市障がい児福祉計画(第1期)」の次期計画である「守谷市障がい福祉計画(第6期)」及び「守谷市障がい児福祉計画(第2期)」を一体的に見直しました。

2 計画の対象者及び障がい者の定義

本計画は、障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の 実現を目指すものであることから、計画の対象者を全ての市民とします。

また、本計画における障がい者とは、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条に規定する「障がい者」とし、障がい者手帳の交付を受けている人はもとより、障がい者手帳の交付を受けていなくても心身の機能に障がいがあるため、日常生活や社会生活に何らかの支援を要する人(発達障がいの人、高次脳機能障がいの人、難病患者、要支援・要介護者等)を含むものとします。

ただし、法令等の規定により事業の対象となる障がい者の範囲が限定されている場合は、当該 法令等の範囲とします。

障害者基本法 (抜粋)

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 障害者 身体障害,知的障害,精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害 (以下「障害」と総称する。)がある者であつて,障害及び社会的障壁により継続的に日常 生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
 - 二 社会的障壁 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるよう な社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

3 計画の位置付け

(1) 法律上の位置付け

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障がい者計画」として、守谷市における障がい者施策の基本的な計画となります。

同時に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)(下表において「障害者総合支援法」といいます。) 第 88 条第 1 項に規定する「市町村障がい福祉計画」及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項に規定する「市町村障がい児福祉計画」の内容を包含しており、守谷市における障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保についての計画ともなります。

【各計画の比較】

計画の別	根拠法	策定内容
障がい者福祉計画	障害者基本法	市町村における障がい者のための施策に関する
	第 11 条第 3 項	基本的な計画
障がい福祉計画	障害者総合支援法	障がい福祉サービス, 相談支援並びに地域生活支
	第 88 条第 1 項	援事業の提供体制の確保に係る目標
障がい児福祉計画	児童福祉法	障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供
	第 33 条の 20 第 1 項	体制の確保に係る目標

(2) 上位計画及び関連計画との関係

本計画は、「第二次守谷市総合計画」の部門別計画として位置付けています。

また、同じ部門別計画である「守谷市子ども・子育て支援事業計画」、「第8期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「第二次健康もりや21計画」等の関連計画と、これらの計画に共通する課題を横断的につなげる「第二期守谷市地域福祉計画」と相互に連携したものとなっています。

【計画の位置付け】



4 計画期間

本計画の期間は、次のとおりとします。

- ・守谷市障がい者福祉計画(第3期) 平成30年度から令和5年度までとし、令和2年度に、国の施策の動向や社会情勢等を勘案し、必要な見直しを行います。
- ・守谷市障がい福祉計画(第6期)及び守谷市障がい児福祉計画(第2期) 令和3年度から令和5年度までとし、令和4年度に国が示す基本指針に合わせて、新たな 計画を策定します。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
守谷市障がい者			第 3 H30~					L 第4期 R6~R11	
福祉計画			見記	重し					,
守谷市 障がい 福祉計画		第 5 期 [30~R2			第 6 期 R3~R5			第7期 R6~R8	
守谷市 障がい児 福祉計画		第1期 [30~R2			第2期 R3~R5			第3期 R6~R8	

5 近年の障がい者を取り巻く制度改正の動き

制度の動向	時期	概要
障害者基本法の改 正	平成 23 年 8月施行	「障害者基本法の一部を改正する法律」が、平成23年7月に成立し、平成23年8月より施行され、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される、共生社会の実現をめざすという考えを取り入れ、目的規定や障害者の定義などが見直された。

制度の動向	時期	概要
障害者虐待防止法 の成立	平成 24 年 10 月施行	虐待を受けた障がいのある人に対する保護,養護者に対する支援のための措置等を定めることにより,障がい者虐待の防止等に関する施策を促進するため,「障害者虐待の防止,障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)が,平成23年6月に成立し,平成24年10月から施行された。 国や地方公共団体,障がい者福祉施設従事者等,使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに,虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すことなどが定められた。
障害者総合支援法の成立	平成 25 年 4月施行	障害者基本法の改正や本部等における検討を踏まえて、地域社会での共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講じるため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が平成24年6月に成立し、平成25年4月より施行(一部、平成26年4月施行)された。 平成25年4月からは、障がい者(児)の定義に難病等が追加され、障がい福祉サービス等の対象となった。また、平成26年4月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直しとともに、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化などが実施された。
障害者優先調達推 進法の制定	平成 25 年 4月施行	障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を 定めることにより,障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要 の増進等を図り,もって障害者就労施設で就労する障がい者,在宅就 業障がい者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障 害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者 優先調達推進法)が平成24年6月に成立し,平成25年4月より施 行された。
障害者権利条約の 批准	平成 26 年 1月批准	平成 26 年 1 月 20 日,日本は障害者権利条約を批准した。障害者権利条約は,障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し,障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため,障がい者の権利を実現するための措置等を規定している,障がい者に関する初めての国際条約である。その内容は,市民的・政治的権利や,教育・保健・労働・雇用の権利,社会保障,余暇活動へのアクセスなど,様々な分野における障がい者の権利実現のための取組を締約国に対して求めている。

制度の動向	時期	概要
難病の患者に対す る医療等に関する 法律の成立	平成 27 年 1月施行	平成 26 年 5 月 23 日,「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立した。同法では、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずることとなった。施行は平成 27 年 1 月 1 日。
障害者雇用促進法 の改正	平成 28 年 4月施行	平成25年4月に、雇用の分野における障がい者に対する差別を禁止するための措置及び精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部在改定する法律案」が国会に提出され、同年6月に成立した。施行は平成28年4月1日(ただし、法定雇用率の算定基礎の見直しについては、平成30年4月1日)。
障害者差別解消法の成立	平成 28 年 4月施行	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定され、不当な差別的取り扱いを禁止し、障がい者への合理的配慮提供に対策を取り込む事を法定義務とした。施行は一部の附則を除き平成28年4月1日。
成年後見制度の利 用促進法の制定	平成 28 年 5月施行	平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)」が公布され、同年5月に施行された。成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進について、基本理念や国及び地方公共団体の責務等が示された。
発達障害者支援法 の一部を改正する 法律	平成 28 年 8 月施行	障害者をめぐる国内外の動向,発達障害者支援法の施行の状況等に 鑑み,発達障がい者の支援の一層の充実を図るため,発達障害者支援 法の改正が平成28年6月に成立した。施行は平成28年8月1日。
法定雇用率の引き 上げ	平成 29 年 5 月決定	民間企業の法定雇用率を 2.0%から平成 30 年 4 月から 2.2%に, また平成 31 年 3 月末までに 2.3%に引き上げることを決定した。平成 30 年 4 月より施行された改正障害者雇用促進法によって,これまでの身体障害者と知的障害者に加え,新たに精神障害者の雇用も義務化された。

制度の動向	時期	概要
障害者基本計画の 策定	平成 30 年 3 月決定	基本法第11条第1項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられる。平成30年3月に閣議決定され、第4期計画として、平成30年度から令和4年度が対象年度となる。
介護保険法等の一 部改正	平成 30 年 4月施行	高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止,地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成29年6月に制定された。 この中で、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付けることが示された。施行は平成30年4月1日。
障害者総合支援法 及び児童福祉法の 一部改正	平成 30 年 4月施行	障がい者の「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成28年5月に制定された。施行は平成30年4月1日。
障害者による文化 芸術活動の推進に 関する法律	平成 30 年 6 月施行	障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定、その他の基本的事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として制定された。
ユニバーサル社会 実現推進法の成立		正式名称は「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」。「ユニバーサル社会」を障がいの有無,年齢等にかかわらず,国民一人一人が,社会の対等な構成員として,その尊厳が重んぜられるとともに,社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し,もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会と定義。ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的として制定された。

制度の動向	時期	概要
視覚障害者等の読 書環境の整備の推 進に関する法律 (読書バリアフリ 一法)	令和元年 6月施行	視覚障害、発達障害、肢体不自由などの障害によって読書が困難な人々の、読書環境を整備することを目指して作成された。「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現」を目的とし、国や自治体に、視覚障害者等の読書環境を整備する責務を定める。
障害者総合支援法 の対象疾病(難病 等)の見直し	令和元年 7月適用	障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲を検討するため,「障害者総合支援法対象疾病検討会」(H26.8.27 設置)において,疾病の要件や対象疾病の検討を行うこととしている。R1.5 に開催した第7回検討会において対象疾病の検討が行われ,359疾病→361疾病に見直す方針が取りまとめられた。対象疾病を定める告示を改正し,令和元年7月1日から適用。
障害者の雇用の促 進等に関する法律 の一部改正	令和元年 6月成立 順次施行	障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずるもの。
高齢者,障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正	令和2年 5月成立 令和3年 4月施行	公共交通事業者などの施設設置管理者におけるソフト対策の取組 強化とともに、国民に向けた広報啓発の取組促進を規定している。ま た、今回新たに市町村による「心のバリアフリー」の推進に関する事 項が追加された。
電話リレーサービス法の成立	令和2年 6月施行	正式名称は「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」で、国による基本方針の策定と、聴覚障害者が手話通訳士などを介して連絡を取る「電話リレーサービス」(パソコンやスマホの画面を通じて手話や文字で発信し、通訳が通話先にその内容を伝えるもの)を制度化し、交付金制度の創設を整備した。
地域共生社会の実 現のための社会福 祉法等の一部改正	令和2年 6月成立 令和3年 4月施行	地域共生社会の実現を図るため、地域における包括的相談体制の強化、アウトリーチによる引きこもり対応強化、住民同士の交流拠点の開設支援、関係機関の連携による一体的支援などによる、「重層的支援体制の整備」に取り組む。

6 アンケート調査の実施

本計画を策定するに当たって、障がい者手帳を有する人の実態や意識、意向等を把握し、計画 策定や施策推進の基礎資料とするために、次のとおりアンケート調査を実施しました。

また、令和3年3月に守谷市障がい者福祉計画を見直し、守谷市障がい福祉計画及び守谷市障がい児福祉計画を改訂することに併せて、調査を実施しました。この調査結果につきましては、計画策定時の調査結果と比して、各調査項目における数値に若干の増減があるものの全数に対する各回答項目の割合は、当初調査時と同様の傾向となりました。

このことから,見直しを行った本計画(第2編)におけるアンケート調査結果を反映した各グラフにつきましても,計画策定時のものを引き続き表記することとしました。

- (1) 平成30年に本計画を策定に当たり行ったアンケート調査
 - ・調査名称:障がい者福祉に関するアンケート調査
 - ・実施時期:発送 平成29年7月7日(金) 回収 平成29年7月21日(金)
 - ・実施方法:返信用封筒を同封し,郵送配布,郵送回収
 - ・調査対象者:市内在住の身体・知的・精神いずれかの障がい者手帳を有する人 2.016 人
 - ·回答者数:989人(回収率 49.1%)
 - ※ 第2編中にある「アンケート」の記載は、「障がい者福祉に関するアンケート調査」を 指しています。
- (2) 令和3年の計画見直し等に併せて行ったアンケート調査
 - ・調査名称:障がい者福祉に関するアンケート調査
 - 実施時期: 発送 令和2年6月26日(金) 回収 令和2年7月10日(金)
 - ・実施方法:返信用封筒を同封し、郵送配布、郵送回収
 - ・調査対象者:市内在住の身体・知的・精神いずれかの障がい者手帳を有する人 2,125 人
 - ·回答者数:1,109人(回収率52.2%)

7 計画の進行管理

守谷市障がい者福祉計画に掲げる事項については,守谷市保健福祉審議会において進行管理を 行い,その結果を守谷市地域自立支援協議会に報告します。

守谷市障がい福祉計画及び守谷市障がい児福祉計画に掲げる事項については,守谷市地域自立 支援協議会において進行管理を行い,その結果を守谷市保健福祉審議会に報告します。

進行管理の結果は、市ホームページ等を活用して公表します。

なお,法令の改正等による障がい者施策の変更や計画の進行管理の結果から計画の改定が必要 となった場合には、以下の表に掲げる区分により実施するものとします。

計画の別	改定の審議	諮問・答申
守谷市障がい者福祉計画	守谷市保健福祉審議会	
守谷市障がい福祉計画 守谷市障がい児福祉計画	守谷市地域自立支援協議会	守谷市保健福祉審議会

8 計画の推進体制

本計画に掲げた事項を実現し、共生社会の実現を推進していくためには、全ての市民が「障がい」や「障がい者」に対する理解を深め、社会的関心を高めていく必要があります。その上で、市や社会福祉協議会、市民や地域社会、福祉サービス事業所、企業等といったそれぞれの主体が、自らの果たすべき役割を考え、相互に連携を取りながら主体的な取組を行うことが必要です。

実施主体	期待される役割	
市	①障がい者が社会生活を送る上で必要とされる支援ニーズの把握	
社会福祉協議会	②障がいについての理解促進・啓発に係る施策の実施	
	③指定障がい福祉サービス,指定障がい児通所支援,地域生活支援事業等 の公的サービスの提供基盤の整備	
市民	①障がいについての知識の習得	
地域社会	②障がい者の地域生活,就労,社会参加に対する理解と協力	
地域正云	③地域福祉活動やボランティア活動への積極的な参加	
サービス事業所	①障がい者のニーズや特性に応じた質の高いサービスの提供	
	②事業所職員の資質の向上	
	③差別の解消や虐待の防止の取組	
企業等	①障がい者の特性や能力に応じた雇用機会の拡大	
	②障がい者の就労のための環境整備	
	③障がい者の就労体験の場の提供	

第2章 統計からみる障がい者の状況

1 身体障がい者手帳交付者の状況

本市における身体障がい者手帳*1交付者数 (表 1) は、令和 2年 4月 1日現在、1,647 人 (他の障がいとの重複を含む。)で、人口の 2.39%となっています。平成 28 年は 1,871 人であり、この 4年間で 224 人の減少(0.88 倍)となっています。

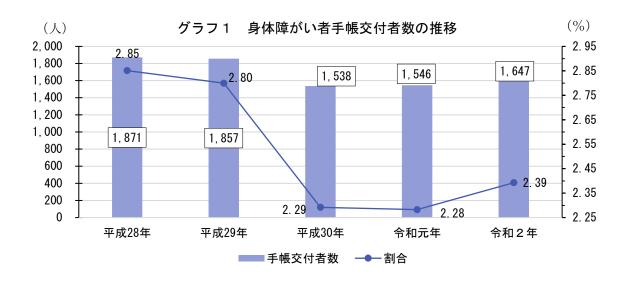
表 1 身体障がい者手帳交付者数の推移(各年4月1日現在)

(単位:人•%)

区分	人口 (住民基本台帳)	手帳交付者数	割合
平成 28 年	65, 626	1,871	2.85
平成 29 年	66, 330	1, 857	2.80
平成 30 年	67, 105	1, 538	2. 29
令和元年	67, 729	1, 546	2. 28
令和2年	68, 828	1, 647	2. 39

資料:社会福祉課

(注)手帳交付者データの見直しに伴い、平成30年集計分から減少しています。



^{*1} 身体障がい者手帳とは、身体の障がいにより日常生活や社会生活において制約がある人に、様々な支援を受けやすくするために交付する手帳です。程度が重い順に1級から6級までの等級があります。

身体障がい者手帳の障がい種別状況(表2)は、各年ともに「肢体不自由」が最も多く、令和2年で831人(全体の50.5%)となっています。次いで「内部障がい」(心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸の機能障がい、小腸機能障がい等)の567人(34.4%)、「聴覚・平衡機能障がい」の131人(8.0%)の順となっています。

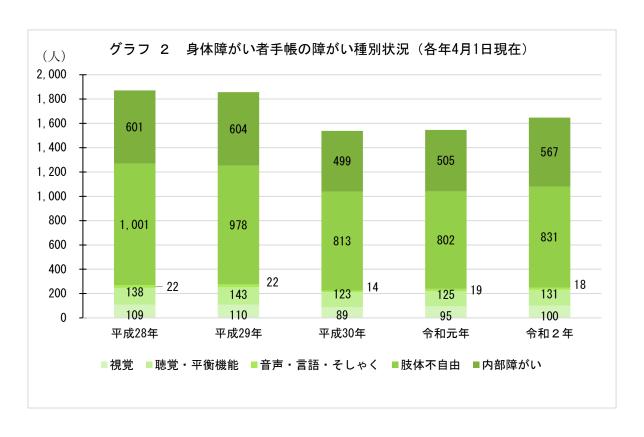
表2 身体障がい者手帳の障がい種別状況(各年4月1日現在)

(単位:人)

区分	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・言語・	肢体不自由	内部障がい	合計
平成 28 年	109	138	22	1,001	601	1, 871
平成 29 年	110	143	22	978	604	1, 857
平成 30 年	89	123	14	813	499	1, 538
令和元年	95	125	19	802	505	1, 546
令和2年	100	131	18	831	567	1, 647

資料:社会福祉課

(注)手帳交付者データの見直しに伴い、平成30年集計分から減少しています。



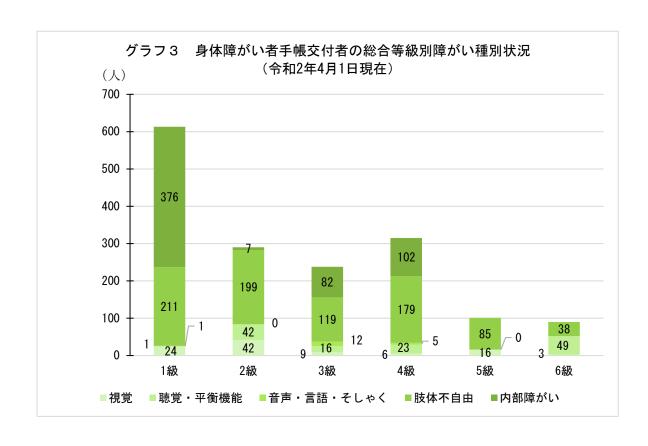
身体障がい者手帳交付者の総合等級別障がい種別状況(表 3)は、1級が613人(37.2%)と最も多く、次いで4級の315人(19.1%)となっています。1級と2級のいわゆる「重度の障がい者」が903人(54.8%)と半数以上を占めています。また、障がい種別では、1級については「内部障がい」が最も多く、次いで「肢体不自由」となっていますが、2級までを含めて集計すると、「内部障がい」が383人、「肢体不自由」が410人となり、「重度の障がい者」としては肢体不自由が最も多くなっています。

表3 身体障がい者手帳交付者の総合等級別障がい種別状況(令和2年4月1日現在)

(単位:人)

区分	視覚	聴覚•平衡 機能	音声・言語・ そしゃく	肢体 不自由	内部障がい	合計
1級	24	1	1	211	376	613
2 級	42	42	0	199	7	290
3 級	9	16	12	119	82	238
4 級	6	23	5	179	102	315
5 級	16	0		85		101
6 級	3	49		38		90
合計	100	131	18	831	567	1647

資料:社会福祉課



2 療育手帳交付者の状況

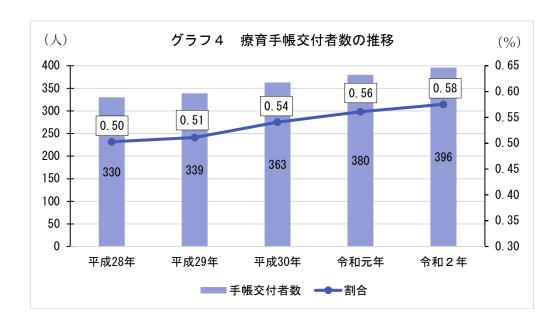
本市における療育手帳*2交付者数 (表 4) は、令和 2年 4月 1日現在、396人 (他の障がいとの重複を含む。) で、人口の 0.58%となっています。平成 28 年は 330 人であり、この 4年間で 66 人の増加(1.20 倍)となっています。

表 4 療育手帳交付者数の推移(各年4月1日現在)

(単位:人•%)

区分	人口 (住民基本台帳)	手帳交付者数	割合
平成 28 年	65, 626	330	0.50
平成 29 年	66, 330	339	0.51
平成 30 年	67, 105	363	0.54
令和元年	67, 729	380	0.56
令和2年	68, 828	396	0. 58

資料: 茨城県福祉相談センター



^{*2} 療育手帳とは、知的障がいにより日常生活や社会生活において制約がある人に、様々な支援を受けやすくするために交付する手帳です。程度が重い順にA・A・B・Cの等級があります。

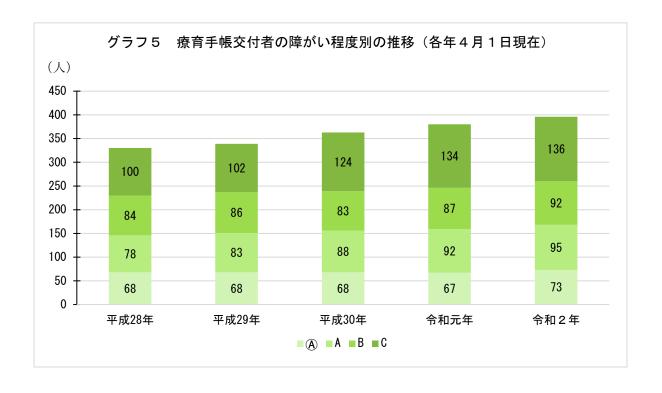
療育手帳交付者の障がい程度(表 5)は、令和 2 年 4 月 1 日現在、障がい程度「C」が 136 人 と最も多く、全体の 34.3%を占めています。次いで「A」の 95 人 (24.0%)、「B」の 92 人 (23.2%)、「A」の 73 人 (18.4%) の順になっています。

表5 療育手帳交付者の障がい程度別の推移(各年4月1日現在)

(単位:人)

区分	A	А	В	С	合計
平成 28 年	68	78	84	100	330
平成 29 年	68	83	86	102	339
平成 30 年	68	88	83	124	363
令和元年	67	92	87	134	380
令和2年	73	95	92	136	396

資料:茨城県福祉相談センター



3 精神障がい者保健福祉手帳交付者・自立支援医療(精神通院)受給者の状況

本市における精神障がい者保健福祉手帳*3交付者数(表 6)は、令和 2 年 4 月 1 日現在、438人(他の障がいとの重複を含む。)で、人口の 0.64%となっています。平成 28 年は 326 人であり、この 4 年間で 112 人の増加(1.34 倍)となっています。

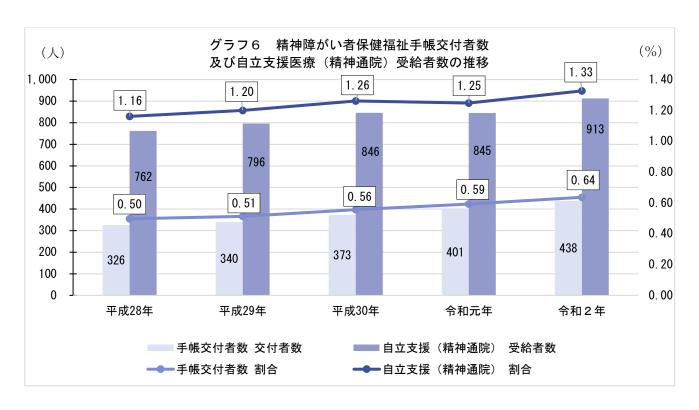
自立支援医療(精神通院)受給者数(表 6)は、令和 2 年 4 月 1 日現在、913 人で、人口の 1.33%となっています。平成 28 年は 762 人であり、この 4 年間で 151 人の増加(1.20 倍)となっています。

表 6 精神障がい者保健福祉手帳交付者数及び自立支援医療(精神通院)受給者数の推移 (各年 4 月 1 日現在)

(単位:人•%)

人口		精神障がい者	保健福祉手帳	自立支援(精神通院)		
区方	区分(住民基本台帳)		割合	受給者数	割合	
平成 28 年	65, 626	326	0. 50	762	1. 16	
平成 29 年	66, 330	340	0. 51	796	1. 20	
平成 30 年	67, 105	373	0. 56	846	1. 26	
令和元年	67, 729	401	0. 59	845	1. 25	
令和2年	68, 828	438	0.64	913	1. 33	

資料: 茨城県精神保健福祉センター



^{*3} 精神障がい者保健福祉手帳とは、精神の障がいにより長期にわたり日常生活や社会生活において制約がある人に、様々な支援を受けやすくするために交付する手帳です。程度が重い順に1級から3級までの等級があります。

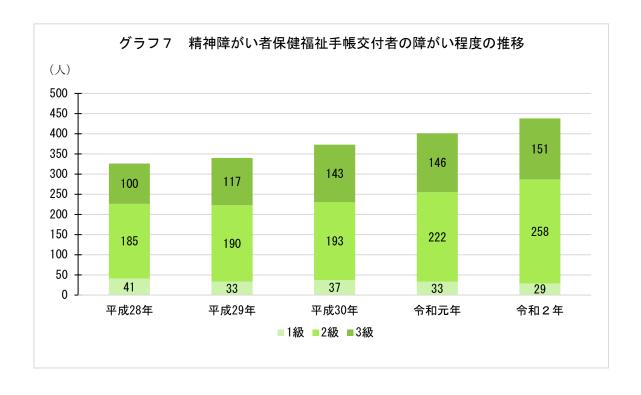
精神障がい者保健福祉手帳交付者の障がい程度(表 7)は、令和 2 年 4 月 1 日現在、2 級が 258 人と最も多く、全体の 58.9%を占めています。次いで 3 級の 151 人 (34.5%)、1 級の 29 人 (6.6%) となっています。

表 7 精神障がい者保健福祉手帳交付者の障がい程度の推移(各年 4 月 1 日現在)

(単位:人)

区分	1 級	2 級	3 級	合計
平成 28 年	41	185	100	326
平成 29 年	33	190	117	340
平成 30 年	37	193	143	373
令和元年	33	222	146	401
令和2年	29	258	151	438

資料:茨城県精神保健福祉センター



自立支援医療(精神通院)受給者の疾病分類別状況(表 8)は、令和 2 年 4 月 1 日現在、「気分障がい」が 396 人(43.2%)で最も多く、次いで「統合失調症、統合失調型障がい及び妄想性障がい」が 247 人(27.0%)となっており、これらを合わせると 643 人となり、全体の半分以上 (70.2%)を占めています。

疾病分類ごとに平成 28 年 4 月 1 日現在と令和 2 年 4 月 1 日現在とを比較すると、「小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障がい」は 30 人で 25 人増加 (6.00 倍) しており、次いで「心理的発達の障がい」が 51 人で 16 人の増加 (1.46 倍) の増加、「神経症ストレス関連障がい及び身体表現性障がい」が 96 人で 26 人 (1.37 倍) の増加となっています。

表8 自立支援医療(精神通院)受給者の疾病分類別状況(各年4月1日現在)

(単位:人)

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
症状性を含む器質性精神障がい	15	16	20	26	26
精神作用物質使用による精神 及び行動の障がい	14	16	10	13	16
統合失調症,統合失調症型障 がい及び妄想性障がい	240	240	243	251	247
気分障がい	340	359	329	360	395
神経症ストレス関連障がい及 び身体表現性障がい	70	77	75	79	95
生理的障がい及び身体的要因 に関連した行動症候群	1	2	2	2	3
成人の人格及び行動の障がい	5	3	2	3	3
精神遅滞	5	5	6	9	6
心理的発達の障がい	35	35	36	42	51
小児期及び青年期に通常発症 する行動及び情緒の障がい	5	7	16	21	29
てんかん	32	36	34	39	42
その他の精神障がい	0	0	0	0	0
分類不明	0	0	0	0	0
合計	762	796	773	845	913

資料:茨城県精神保健福祉センター

(注) 平成30年に関しては、茨城県精神保健福祉センターのシステムの入れ替えにより、表6との集計件数に差異が生じています。

4 障がい支援区分別の認定者数

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」では、障がいの多様な特性 その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す指標として、「障 がい支援区分」を設けています。この「障がい支援区分」には六つの段階があり、「区分1」が支 援の必要性が最も低い状態を表し、「区分6」が最も高い状態を表しています。

本市における障がい支援区分別の認定者数(表9)は、令和2年4月1日現在で266人となっています。

障がい支援区分別では、「区分 4」が 66 人(24.8%)で最も多く、次いで「区分 3」の 53 人 (19.9%)、「区分 2」の 51 人(19.2%)となっています。

障がい種別でみると、知的障がい者が 119 人 (44.7%) で最も多く、次いで精神障がい者が 66 人 (24.8%)、身体障がい者が 47 人 (17.7%)、となっています。なお、平成 25 年 4 月からサービス対象者に難病患者が追加されましたが、難病のみを理由として認定を受けている人は 1 人です。

表 9 障がい支援区分別の認定者数(令和 2 年 4 月 1 日現在)

(単位:人・%)

分類	身体	知的	精神	身体 十知的	身体 十精神	知的十精神	難病	難病 十身体	難病 十知的 ・精神	合計
区分 1	1	1	3	1	0	0	0	0	0	6
四方	(2.1)	(0.8)	(4.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(2.3)
区八〇	3	15	29	0	1	0	1	2	0	51
区分2	(6.4)	(12. 6)	(43. 9)	(0.0)	(20.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(19. 2)
マハ 2	14	13	23	0	1	2	0	0	0	53
区分3	(29.8	(10.9)	(34. 8)	(0.0)	(20.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(19.9)
区分4	7	43	11	3	2	0	0	0	0	66
应 万4	(14. 9)	(36. 1)	(16. 7)	(13. 6)	(40.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(24.8)
区八日	6	30	0	6	0	0	0	0	1	43
区分5	(12.8)	(25. 2)	(0.0)	(27. 3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(50.0)	(16. 2)
豆八 6	16	17	0	12	1	0	0	0	1	47
区分6	(34. 0)	(14. 3)	(0.0)	(54. 5)	(20.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(50.0)	(17. 7)
스크	47	119	66	22	5	2	1	2	2	266
合計	(17. 7)	(44. 7)	(24. 8)	(8.3)	(1.9)	(0.8)	(0.4)	(0.8)	(0.8)	(100.0)

資料:社会福祉課

5 難病患者の状況

令和元年 7 月 1 日から、難病医療費助成制度の対象疾病(指定難病)が 333 疾病に拡大されました。また、小児慢性特定疾病の対象疾病については、令和元年 7 月 1 日から 762 疾病に拡大されています。

本市における指定難病特定医療費受給者証*4交付者数(表10)は、令和2年4月1日現在で490人であり、平成28年4月1日現在からは83人の増加(1.20倍)となっています。一方、小児慢性特定疾病医療受給者証*5交付者数(表11)は、令和2年4月1日現在で58人であり、平成28年4月1日現在からは18人の減少(0.76倍)となっています。

表 10 指定難病特定医療費受給者証交付者数(各年 4 月 1 日現在)

(単位:人)

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
指定難病特定	407	449	439	437	490
医療費受給者証	407	449	439	437	490

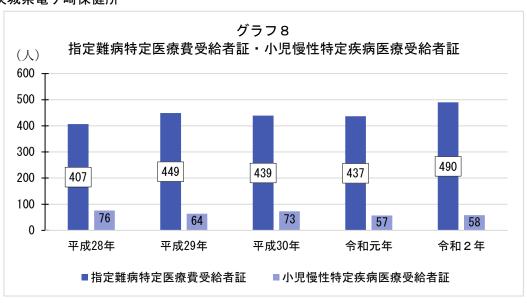
資料: 茨城県竜ケ崎保健所

表 1 1 小児慢性特定疾病医療受給者証交付者数(各年 4 月 1 日現在)

(単位:人)

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
小児慢性特定疾病	76	G A	73	57	EO
医療受給者証	76	64	13	57	58

資料: 茨城県竜ケ崎保健所



^{*4} 指定難病特定医療費受給者証とは、難病として指定された疾病(330疾病)にかかり、病状が一定の基準を満たす人や高額な医療費を支払っている人に対して医療費を助成するために交付される証書です。

^{*5} 小児慢性特定疾病医療受給者証とは、小児慢性特定疾病として指定された疾病(722疾病)にかかった児童の医療費を助成するために交付される証書です。

6 要支援・要介護認定者の状況

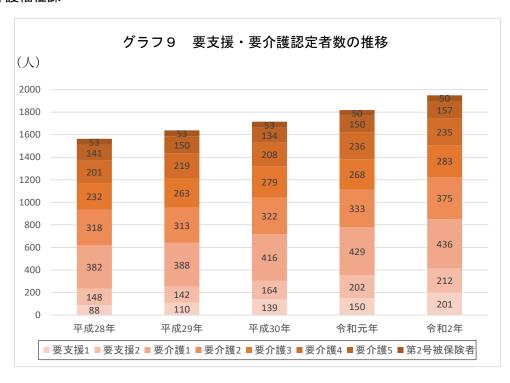
介護保険制度における要支援・要介護認定者は、心身の機能の低下により、日常生活に支援が必要とされたり介護が必要とされる人です。本市における要支援・要介護認定者数 (表 1 2) は、令和 2 年 3 月 31 日現在で、1,949 人(第 1 号被保険者* 6 1,899 人,第 2 号被保険者* 7 50 人)となっています。平成 28 年は 1,563 人(第 1 号被保険者 1,510 人,第 2 号被保険者 53 人)であり、この 4 年間で 386 人の増加(1.24 倍)となっています。

表 1 2 要支援・要介護認定者数の推移(各年 3 月 31 日現在)

(単位:人・%)

	区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
	要支援 1	88	110	139	150	201
	要支援 2	148	142	164	202	212
第 1	要介護 1	382	388	416	429	436
	要介護 2	318	313	322	333	375
号被保険者	要介護3	232	263	279	268	283
) (者	要介護 4	201	219	208	236	235
	要介護 5	141	150	134	150	157
	小計	1, 510	1, 585	1,662	1, 768	1,899
第2号被保険者		53	53	53	50	50
	合計	1, 563	1, 638	1, 715	1,818	1, 949

資料:介護福祉課



^{*6} 第1号被保険者とは、介護保険被保険者のうち、65歳以上の人です。

^{*7} 第2号被保険者とは、介護保険被保険者のうち、40歳以上65歳未満の医療保険加入者です。

7 教育の状況

(1)特別支援学級

市内の公立学校における特別支援学級*8の在籍者数及び学級数の状況(表13)は,在籍者数及び学級数ともに年々増加傾向にあり,令和2年5月1日現在の小学校・中学校合計での在籍者数は226人で,平成30年5月1日現在と比べて16人の増加(1.08倍)となっています。

また,令和2年度における小学校・中学校合計の特別支援学級の在籍者数及び学級数の状況は,「自閉症・情緒障がい学級」の在籍者数が116人,学級数が21学級と最も多く,次いで,「知的障がい学級」の在籍者数が88人,学級数が15学級となっています。

表 1 3 特別支援学級の在籍者数及び学級数の状況(各年5月1日現在)

①小学校 (単位:人・学級)

<u> </u>	3 D7							
区分	知的障がい学級		自閉症・情緒障がい学級		言語障がい学級		合計	
区刀	在籍者数	学級数	在籍者数	学級数	在籍者数	学級数	在籍者数	学級数
平成 30 年	58	11	67	12	28	7	153	30
令和元年	55	10	72	14	27	6	154	30
令和2年	60	10	81	15	22	5	163	30

②中学校 (単位:人・学級)

区分	知的障がい学級		自閉症・情緒障がい学級		言語障がい学級		合計	
区刀	在籍者数	学級数	在籍者数	学級数	在籍者数	学級数	在籍者数	学級数
平成 30 年	23	4	33	6	1	1	57	11
令和元年	24	4	36	6			60	10
令和2年	28	5	35	6			63	11

③小学校·中学校合計 (単位:人·学級)

区分	知的障がい学級		自閉症・情緒障がい学級		言語障がい学級		合計	
运 力	在籍者数	学級数	在籍者数	学級数	在籍者数	学級数	在籍者数	学級数
平成 30 年	81	15	100	18	29	8	210	41
令和元年	79	14	108	20	27	6	214	40
令和2年	88	15	116	21	22	5	226	41

資料: 守谷市教育委員会指導室

^{*8} 特別支援学級とは、教育上特別な支援を必要とする児童のために小・中学校に置かれる学級です。

(2) 特別支援学校(身体)

身体に障がいのある児童が通学する特別支援学校*9について、本市は、下妻市にある「茨城県立下妻特別支援学校」の通学区域となっており、本市の他に常総市、取手市、つくばみらい市、下妻市、坂東市、筑西市、古河市、結城市、桜川市、境町、八千代町、五霞町に住む身体に障がいのある児童生徒が主に通学しています。

茨城県立下妻特別支援学校の在籍者数(表14)は、令和2年5月1日現在で102人となっており、平成30年5月1日現在からは14人減少(小学部7人減、中学部10人減、高等部3人増)しています。

表14 茨城県立下妻特別支援学校の在籍者数(各年5月1日現在)

(単位:人)

区分	平成 30 年	令和元年	令和2年
小学部	47 (2)	45 (2)	40 (2)
中学部	35 (1)	28 (1)	25 (1)
高等部	34 (1)	36 (0)	37 (1)
合 計	116 (4)	109 (3)	102 (4)

資料:茨城県立下妻特別支援学校

(注) カッコ内には守谷市の児童生徒数です。

茨城県立下妻特別支援学校高等部卒業生の進路(表15)は、障がい福祉サービス事業所の利用が各年を通じて最も多くなっています。進学者は平成30年から令和2年まで0人でしたが、就職者数は令和2年に2人となっています。

表 1 5 茨城県立下妻特別支援学校高等部卒業生の進路(各年3月31日現在)

(単位:人)

区分	平成 30 年	令和元年	令和2年
進学	0 (0)	0 (0)	0 (0)
就職	1 (0)	1 (1)	2 (0)
障がい福祉サービス 事業所	10 (1)	10 (0)	12 (0)
地域活動支援センター	1 (0)	0 (0)	0 (0)
茨城県委託訓練施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
在宅	1 (0)	1 (0)	1 (0)
その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	13 (1)	12 (1)	15 (0)

資料:茨城県立下妻特別支援学校

(注) カッコ内には守谷市の児童生徒数です。

^{*9} 特別支援学校とは、障がいのある児童に対し、幼稚園、小・中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、学習上・生活上の困難を克服し自立を図るに必要な知識技能を授けることを目的する学校です。

(3)特別支援学校(知的)

知的障がいのある児童が通学する特別支援学校について、本市は、つくばみらい市にある「茨城県立伊奈特別支援学校」の通学区域となっており、本市の他に常総市、取手市、つくばみらい市に住む知的障がいのある児童生徒が主に通学しています。

茨城県立伊奈特別支援学校の在籍者数(表16)は、令和2年5月1日現在で292人となっており、平成30年5月1日現在からは21人増加(小学部15人増、中学部10人増、高等部4人減)しています。

表 1 6 茨城県立伊奈特別支援学校の在籍者数(各年5月1日現在)

(単位:人)

区分	平成 30 年	令和元年	令和2年
小学部	110 (35)	119 (39)	125 (37)
中学部	67 (15)	75 (23)	77 (26)
高等部	94 (16)	93 (17)	90 (14)
合 計	271 (66)	287 (79)	292 (77)

資料:茨城県立伊奈特別支援学校

(注) カッコ内には守谷市の児童生徒数です。

茨城県立伊奈特別支援学校高等部卒業生の進路(表17)は、障がい福祉サービス事業所の利用が各年を通じて最も多くなっています。就職者数は、平成30年は9人でしたが、令和2年には12人となり、増加しました。

表 1 7 茨城県立伊奈特別支援学校高等部卒業生の進路(各年3月31日現在)

(単位:人)

区分	平成 30 年	令和元年	令和2年
進学	0 (0)	0 (0)	0 (0)
就職	9 (4)	9 (2)	12 (2)
障がい福祉サービス 事業所	15 (4)	17 (5)	18 (4)
地域活動支援センター	0 (0)	0 (0)	0 (0)
茨城県委託訓練施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
在宅	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	24 (8)	26 (7)	30 (6)

資料:茨城県立伊奈特別支援学校

(注) カッコ内には守谷市の児童生徒数です。

(4) 守谷市こども療育教室

守谷市こども療育教室*10の利用者数(表18)は、平成30年以降、およそ10人ずつ増加しています。なお、市内においては、民間事業者が運営する児童発達支援事業所が、平成30年3月から令和2年6月までに3箇所開設されました。

表18 守谷市こども療育教室利用者数(各年3月31日現在)

(単位:人)

区分	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	
利用者数	101	114	124	

資料: 守谷市こども療育教室

守谷市こども療育教室利用者の未就学児の就学先進路の状況(表19)は、小学校(通常学級) への就学者数が最も多く、小学校(特別支援学級)と合わせると、毎年 82%以上となっています。

表 19 守谷市こども療育教室利用者の未就学児の就学先進路の状況(各年3月31日現在)

(単位:人)

区分	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
特別支援学校	4	5	4
小学校 (特別支援学級)	10	9	11
小学校 (通常学級)	19	14	15
合 計	33	28	30

資料:守谷市こども療育教室

^{*10} 守谷市こども療育教室とは、発達に遅れや偏りのある未就学の児童及びその保護者に対して、日常生活における基本的な動作の訓練及び指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を目的として市が設置する児童発達支援事業所です。

8 雇用の状況(常総公共職業安定所管内)

障がいのある人の雇用状況(表 20)は、令和元年 6 月 1 日現在、民間企業における障がいのある人の実雇用率は 1.81% となっており、全国の民間企業の実雇用率の 2.11% 60.3 ポイント下回っています。

一方, 法定雇用率達成企業の割合は同日現在で49.6%となっており, 全国の民間企業の法定雇用率達成企業の割合の48.0%を1.6ポイント上回っています。

表20 障がいのある人の雇用状況(各年6月1日現在)

(単位:事業所・人・%)

区分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
対象事業所数 (A)	105	125	129
法定雇用労働者数	14, 452. 5	15, 613. 0	16, 131. 5
障がい者雇用数	230. 0	262. 5	292. 0
実雇用率	1. 59	1.68	1.81
達成事業所数(B)	61	60	64
未達成事業所数	44	65	65
達成率(B)/(A)	58. 1	48.0	49. 6

資料:常総公共職業安定所

- (注1) 実雇用率は、小数点第3位を四捨五入 達成率は、小数点第2位を四捨五入
- (注2) 数値は、常総公共職業安定所管内のみ
- (注3) 障がい者雇用数は、重度の身体・知的障がい者は1人の雇用をもって2人を雇用している ものとし、重度以外の身体・知的障がい者及び精神障がい者の短時間勤務職員は0.5人分 として計算
- (注4) 常総公共職業安定所管内は、守谷市、常総市、坂東市及びつくばみらい市の4市

令和元年6月1日現在の民間企業における産業別雇用状況(表21)は、「卸・小売」では実雇用率2.73%、「サービス業」では実雇用率2.44%となり、法定雇用率(2.2%)を上回る結果となっていますが、その他の産業では法定雇用率を達成できていません。

表 2 1 民間企業における産業別雇用状況(令和元年6月1日現在)

(単位:事業所・人・%)

区分	製造業	運輸 • 郵便業	卸・小売	医療・福祉	サービス業	その他	合計
対象事業所数 (A)	53	18	4	27	21	6	129
法定雇用労働者数	6, 194. 5	2, 622. 5	658.3	3, 023. 0	2, 585. 0	1,048.0	1, 6131. 5
障がい者雇用数	110.5	44. 5	18.0	38. 5	63. 0	17. 5	292.0
実雇用率	1. 78	1. 70	2. 73	1. 27	2. 44	1. 67	1.81
達成事業所数(B)	30	7	2	9	13	3	64
未達成事業所数	23	11	2	18	8	3	65
達成率(B)/(A)	56. 6	38. 9	50.0	33. 3	61. 9	50.0	49. 6

資料:常総公共職業安定所

- (注1) 実雇用率は、小数点第3位を四捨五入
- (注2) 達成率は、小数点第2位を四捨五入
- (注3) 障がい者雇用数は、重度の身体・知的障がい者は1人の雇用をもって2人を雇用しているものとし、重度以外の身体・知的障がい者及び精神障がい者の短時間勤務職員は0.5人分として計算
- (注4) 常総公共職業安定所管内は、守谷市、常総市、坂東市及びつくばみらい市の4市

民間企業における従業員規模別雇用状況(表 2 2)は、実雇用率がいずれの従業員規模においても法定雇用率(2.2%)を下回っている状況です。

表22 民間企業における従業員規模別雇用状況(令和元年6月1日現在)

(単位:事業所・人・%)

区分	46.5~99人	100~299 人	300~499 人	500 人以上	合計
対象事業所数(A)	77	42	7	3	129
法定雇用労働者数	5, 099. 0	6, 720. 0	2, 557. 5	1, 755. 0	1, 6131. 5
障がい者雇用数	96. 0	119.0	46.0	31.0	292.0
実雇用率	1.88	1. 77	1.80	1.77	1.81
達成事業所数(B)	43	17	3	1	64
未達成事業所数	34	25	4	2	65
達成率(B)/(A)	55.8	40.5	42.9	33. 3	49.6

資料:常総公共職業安定所

第2編 守谷市障がい者福祉計画(第3期)

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

"全てのひとが地域社会で共生することができるまち"

障がい者は特別な存在ではありません。守谷市においては、約26人に1人の割合*11で障がい者 手帳の交付を受けている人がいます。また、障がい者手帳の交付を受けていなくても、社会に存在 する障壁 (バリア) により暮らしの中で何らかの制約を受けている人など、障がい者手帳の交付の 対象となる可能性のある人も含めると、その割合は更に多くなります。

障がいのある人もない人も、全ての市民が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくためには、 地域社会を構成する一人一人が支え合いながら、共に暮らし、共に働き、共に学び、共に憩える地 域社会の実現が必要です。

そのためには、様々な個性を持った全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域社会で共に生きる一員として、相互に支え合い、助け合い、人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指します。

2 施策推進の目標

基本理念の実現に向けて、次の三つの施策目標を設定し、分野別に施策を推進します。

1 共に築く福祉のまちづくり

全ての市民が相互に支え合い、助け合い、人格と個性を尊重し合いながら住み慣れた地域で 安心して暮らすことができるよう、障がいについての理解を深める事業を推進するとともに、 多様な支え合いの活動や交流を促します。

2 地域で自立した主体的な生活の支援

障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されるよう、権利擁護を推進するとともに、地域社会で必要な支援を受けながら自分らくし暮らすことができるよう、自らの選択により必要な保健・医療・福祉の提供が受けられるよう支援体制を整備します。

3 ライフステージに応じた社会参加の支援と自立

障がいのある人も地域の一員として「共に学び、共に働き、共に地域を創る」ことを基本に 捉えながら、障がいの特性やライフステージに応じて療育・教育・就労・社会参加の機会が得 られ、一人一人が自立できる施策を推進します。

^{*11} 平成 29 年 4 月 1 日における障がい者手帳の交付を受けている人の数は 2,536 人で、人口(同日現在 66,330人)の 3.82%となっています。

3 施策の柱

施策を展開するに当たり、次のとおり施策の柱を定めます。

1-1 共に支え合うまちづくりの推進

「障がい」についての理解を深めるための取組や市民参加による多様な福祉活動を展開することにより、障がいのある人もない人も相互に支え合うまちづくりを推進します。

1-2 安全・安心な生活環境づくり

日常生活における様々な障壁(バリア)を除去することにより暮らしの環境を整えると ともに、安全な暮らしのために防犯・防災施策を推進します。

2-1 権利擁護の推進

障がい者の権利が不当に侵害されないよう必要な支援をするとともに, 障がいを理由と する差別の解消や障がい者に対する虐待防止の取組を推進します。

2-2 生活支援サービスの充実

障がい者が住み慣れた地域等で自分らしく暮らしていくことができるよう,福祉サービスを始めとした様々な支援を提供するなどして,生活の支援に係る取組を充実します。

2-3 保健・予防の充実

生涯にわたって心身ともに健康に暮らすことができるよう保健事業や相談事業等を実施し、疾病の予防や早期発見・早期治療の取組を充実します。

3-1 教育の充実

障がいの有無にかかわらず,可能な限り共に教育を受けることができる環境を整備し, 支援体制を充実します。

3-2 雇用・就労の促進

障がい者の自立や生活基盤の整備に資することができるよう, 障がい者の雇用の拡大に 向けた取組や福祉的就労の場の確保の取組を進めます。

3-3 社会参加の促進

障がい者の社会参加に資することができるよう,情報提供や意思疎通,移動手段の確保 の取組を進めます。

4 施策の体系



第2章 施策の推進

1 共に築く福祉のまちづくり

1-1 共に支え合うまちづくりの推進

(1) 理解と交流の促進

障がい者の人格と個性を尊重するために、「障がい」についての理解を深めるとともに、障がいのある人とない人との交流を促進します。

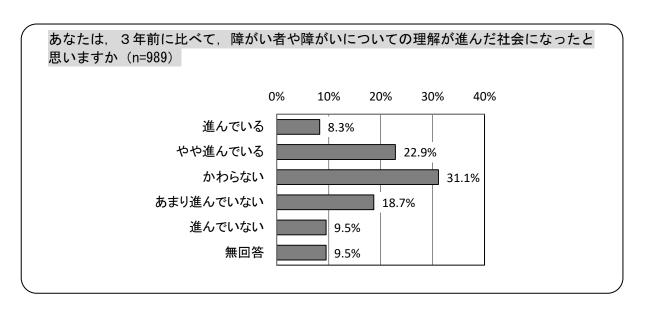
【現状と課題】

▽現状

- 市では、講演会や勉強会といった機会を通じて「障がい」について学ぶ機会を確保するほか、 市広報紙等による理解促進・啓発活動を実施しています。
- 守谷市障がい者福祉センターで開催される「ひこうせんまつり」やスポーツイベント,特別 支援学校と公立小中学校との居住地交流を通じて,障がいのある人とない人との交流機会を確 保しています。

▽課題

- アンケート結果によると、「3年前(前期計画策定時)に比べて障がい者や障がいについての理解が進んだ社会になったと思いますか」との問いに対し、「かわらない」と答えた方が31.1%、「あまり進んでいない」と答えた方が18.7%、「進んでいない」と答えた方が9.5%あり、理解の促進が充分でない状況が確認されました。
- 「障がい」についての理解を促進するためには、講演会等の座学だけでなく、障がいのある 人とない人とが交流することによって、お互いの人格と個性を尊重し合い、相手を思いやる気 持ちを醸成することが必要であり、さらなる理解と交流の促進が必要です。



全ての人が「障がい」についての理解を深めることができるよう,講演会等の学習機会を設けるほか,市広報紙等を通じた啓発活動を行います。また,多様な場面において,障がいのある人とない人との交流機会を増やします。

施策・事業	内容	取組の 方向性	実施主体 (所管部署)
講演会・勉強会の開	講演会等を開催し,市民が「障がい」に	継続	社会福祉課
催	ついての一般的な知識や専門的な知識を学		
	ぶ機会を確保します。		
広報活動の推進	市広報紙、市ホームページ、パンフレッ	継続	社会福祉課
	ト等の様々な広報手段を用いて、「障がい」		
	や「障がい者」に対する理解を深める啓発		
	活動を推進します。		
障がい者週間におけ	市庁舎に懸垂幕を掲示し、障がい者週間*	継続	社会福祉課
る啓発活動の実施	12 (12月3日から12月9日まで)の周知を		
	図るとともに,この期間中において「障が		
	い」についての理解を深めることができる		
	よう、啓発活動を実施します。		
福祉教育の推進	道徳の時間等において人権教育を実施す	継続	指導室
	るほか、福祉体験学習の機会を通して障がい		
	についての理解を深める取組を行います。		
交流機会の確保	守谷市障がい者福祉センターで実施する	拡大	社会福祉課
	「ひこうせんまつり」等のイベントを通じ		指導室
	て、障がいのある人とない人との交流機会を		
	確保します。また、特別支援学校の児童と地		
	域の児童との交流機会を確保します。		

^{*12} 障がい者週間とは、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、障害者基本法に定められた週間です。

(2) 市民参加による多様な福祉活動の促進

障がい者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、市民の多様な福祉活動による 支援を促進します。

【現状と課題】

▽現状

- 市では、地域福祉活動を実践するために、社会福祉協議会支部を単位として地区ごとに地域 福祉活動計画実行委員会を組織し、地域福祉の向上のための取組を進めています。
- 市では、将来を見据えた「地域づくり」の一環として、地域の市民や様々な団体・事業者が 連携・協力する「まちづくり協議会*13」の設立を地域ごとにお願いし、地域主導のまちづくり を目指しています。
- 守谷市民活動支援センターにおいては、市民活動やボランティア活動の実践のためのアドバイスや、NPO 法人の設立の支援等を行っています。
- 守谷市社会福祉協議会においては、各種ボランティア講座を開催してボランティアの育成を 図るほか、守谷市ボランティア協会の活動や交流等を支援しています。

▽課題

- 障がい者が地域での生活を送るために、行政サービスでは対応しきれない分野において、ど のような支援ニーズがあるのかを把握する必要があります。
- 地域福祉活動,市民活動,ボランティア活動といった市民による多様な活動と,障がい者の 支援ニーズとの結び付きが必要です。

【取組の方向性】

市民の地域福祉の意識を高めるとともにボランティア意識の醸成に努め、地域ボランティアが地域福祉活動の担い手となるよう支援します。また、ボランティア団体の交流やボランティア活動の活性化を促します。

^{*13} まちづくり協議会とは、一定のまとまりのある地域において、居住する市民や地域に存在する様々な団体、事業者等が、それぞれの目的や活動を尊重し合い、連携・協力することで地域を活性化させる(地域づくり)とともに、地域のことは地域で考え、地域が対応できる課題は協働して、その解決を図っていくことができる組織です。

施策・事業	内容	取組の 方向性	実施主体 (所管部署)
ボランティアの確	ボランティア養成講座や研修会を開催す	継続	社会福祉協議会
保・育成	るほか、ボランティア団体の交流会を実施		
	します。		
ボランティア活動の	ボランティア活動に関する情報提供や活	継続	社会福祉協議会
支援	動場所の支援を行うことにより、市民がボ		市民協働推進課
	ランティア活動に参加できる環境を整える		
	とともに、ボランティア活動を活性化しま		
	す。		
ボランティアニーズ	障がい者がどのようなボランティアを求	継続	社会福祉協議会
の把握	めているのかを把握し、ボランティア団体		社会福祉課
	に障がい者が求める支援の情報を提供しま		
	す。		
(仮称)地域福祉活	地域の支え合い・助け合い等の地域福祉	継続	社会福祉課
動協力員制度*14の	活動に取り組むため、地域福祉活動協力員		
導入	制度の導入を進めます。		

^{*14} 地域福祉活動協力員制度とは、地域福祉活動を推進するための制度の一つとして、市内6地区ごとの地域福祉活動計画実行委員会を中心に地域の課題解決に取り組むためのボランティア制度です。

1-2 安全・安心な生活環境づくり

(1) 障がい者に配慮したまちづくりの推進

障がい者が安全・安心に地域で暮らしていくために、日常生活や社会生活を営む上での社会 的障壁*15の除去を推進します。

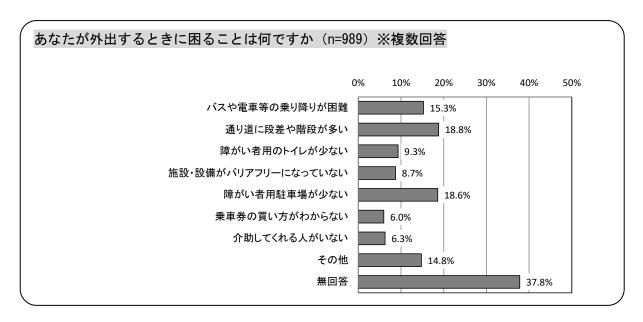
【現状と課題】

▽現状

- 市においては、「人にやさしいまちづくり整備指針」をガイドラインとして市庁舎や学校等の建築物、道路、公園等について、手すりの設置や段差の解消、エレベーターの設置等のバリアフリー*16化を実施しています。
- 市が運行するコミュニティバスについては低床バス2台を導入しており、民間事業者の路線 バスも9割が低床バスにより運行されています。
- 近年においては、障がい者に限らず、誰もが共通して利用できるような「モノ」や環境をつくることを目指して「ユニバーサルデザイン*17」という考え方が提唱されています。

▽課題

- アンケート結果によると、外出するときに困ることとして、「通り道に段差や階段が多い」が 18.8%、「バスや電車等の乗り降りが困難」が 15.3%、「施設・設備がバリアフリーになっていない」が 8.7%との回答があり、さらなるバリアフリー化の進展が求められています。
- ユニバーサルデザインの考え方は、障がい者を取り巻く環境を改善したり、生活の質の向上 につながるものであり、こうした考え方を公共施設のみならず公共性の高い民間施設において も浸透させていく必要があります。



^{*15} 社会的障壁とは、障がい者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁(バリア)となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものです。

障がいの有無にかかわらず、全ての人が快適に暮らせるよう、建物や道路、公共施設等のバリアフリー化等に取り組むとともに、民間事業者等に対してもこれらの取組への協力を要請します。

施策・事業	内容	取組の 方向性	実施主体 (所管部署)
公共施設のバリ	公共施設の建設や改修に当たっては、段差の	継続	管財課
アフリー化の推	解消や手すりの設置、障がいの特性に配慮した		
進	動線の確保等,全ての人が利用しやすいように		
	施設整備を行います。		
安全な歩行空間	道路の新設や改修に当たっては、全ての人が	継続	建設課
の整備	安心して通行できるよう、安全な歩行空間の整		
	備を行います。また,障がい者の通行の妨げに		
	なる歩道上の不法占有物を解消し、安全な歩行		
	空間を確保します。		
点字ブロックの	視覚障がい者が安全に移動できるよう, 歩道	継続	建設課
設置	の新設や改修に当たっては、点字ブロックを設		
	置します。また,点字ブロックの破損が確認さ		
	れた場合には、早期に改修します。		
低床バスによる	市が運行するコミュニティ・バスについて,	継続	都市計画課
運行	障がい者や高齢者等が利用しやすいよう、低床		
	バスによる運行を推進します。		
民間施設のバリ	民間事業者が公共性の高い施設を建設する際	継続	都市計画課
アフリー化の推	には、全ての人が利用しやすい施設となるよう		
進	整備を促します。		
障がい者に配慮	民間事業者が設置する公共性の高い施設にお	継続	都市計画課
した駐車場設置	いて、身体に障がいのある人等に配慮した駐車		
の推進	場の設置を促します。		

^{*16} バリアフリーとは、障がい者が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁を除去することで、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁を除去する意味でも用いられます。

^{*17} ユニバーサルデザインとは、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず様々な人が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方です。

(2) 居住環境の整備・改善

障がい者が在宅で安心して暮らすことができるよう、居住環境の整備・改善を支援します。

【現状と課題】

▽現状

- 市においては、障がい者の住環境の支援に資するため住宅改修に要した費用の助成を実施しています。平成 25 年度には 2 件(602,118 円)、平成 26 年度には 3 件(1,305,000 円)の助成を行いました。
- 平成 27 年 1 月には、軽度の肢体不自由の人等も支給対象者にすることができるよう対象者 要件を拡大し、その結果、助成実績が平成 27 年度には 7 件(1,260,747 円)、平成 28 年度に は 9 件(1,742,312 円)に増加しています。

▽課題

- アンケート結果によると、今後の暮らしについて「家族・親族と同居」と答えた方が 73.1% あり、在宅生活を望む傾向が確認されており、住宅改修の需要の拡大が見込まれます。
- 住宅改修の助成制度があることを知らなかったとの声が寄せられており、制度の周知が十分でありませんでした。

【取組の方向性】

障がいの状態に応じて行う住宅改修や住宅内の移動等を支援する用具の購入について,支援を行います。また,公営住宅については,障がいのある人の入居に配慮するとともに,障がい者も安心して暮らせるよう,バリアフリー化の取組を進めます。

施策・事業	内容	取組の 方向性	実施主体 (所管部署)
住宅改修の支援	身体に障がいのある人が自宅において安心し	継続	社会福祉課
	て暮らすことができるよう、住宅の改修に必要		
	な費用を助成します。また、住宅改修費用の助		
	成制度を広く周知・案内し、対象者が遺漏なく		
	利用できるよう支援します。		
移動・移乗支援	居住環境における安全な移動・移乗に資する	継続	社会福祉課
用具の給付	ため、住宅内における移動・移乗支援用具(手		
	すり、スロープ等)を給付します。		
公営住宅のバリ	障がい者が利用しやすいように、公営住宅の	継続	建設課
アフリー化の推	バリアフリー化を推進します。		
進			

(3) 暮らしの安全対策の充実

障がい者をはじめ、全ての人が安全に、かつ安心して暮らすことができるよう、防災・防犯 をはじめとした生活の安全対策を充実します。

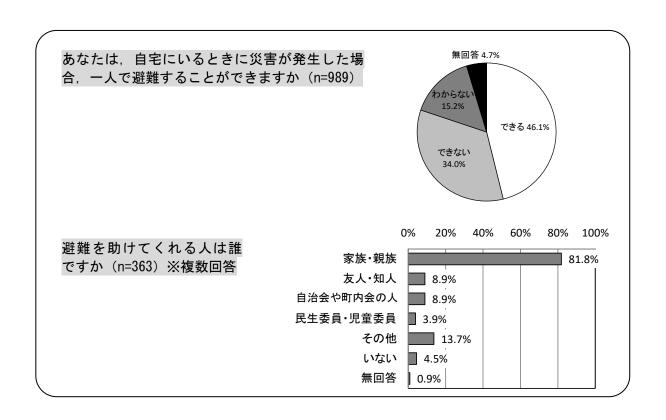
【現状と課題】

▽現状

- 市においては、避難行動要支援者名簿を整備し、災害時に避難が困難な人の情報を自治会・町内会(令和2年8月末現在:154団体)、自主防災組織などに対して提供し、有事の際の迅速な支援活動に備えています。
- アンケート結果によると、自宅にいるときに災害が発生した場合に一人で避難することができないと答えた方が34.0%となっています。そのうち、避難を助けてくれる人として「家族・親族」と答えた方が81.8%、「自治会や町内会の人」と答えた方が8.9%となっています。
- 市内の犯罪発生状況は,平成 26 年中が 729 件,平成 27 年中が 668 件,平成 28 年中が 596 件で,年々減少傾向にあります。

▽課題

- アンケート結果によると、避難を助けてくれる人が「いない」と答えた方が 4.5%あり、これらの方に対する避難の支援体制の構築が必要です。
- 犯罪発生件数は減少しているものの, 平成 28 年における 1,000 人当たりの犯罪率は県内 44 市町村中 16 位と中位以上であることから, 防犯パトロール等の防犯活動の促進が必要です。



災害が発生した際に、一人で避難することができない障がい者の支援が行えるよう、地域ぐる みでの見守り体制の構築を図ります。また、障がい者や高齢者等に対する犯罪被害を防止するた めの防犯知識の周知や地域における防犯体制の充実を目指します。

施策・事業	内容	取組の 方向性	実施主体 (所管部署)
避難行動要支援者	災害が発生した際等に自ら避難することが	継続	社会福祉課
名簿の整備	困難で支援が必要な人を把握し、有事の際に		
	これらの人が円滑に避難できるよう、避難行		
	動要支援者名簿を整備します。		
福祉避難所の確保	通常の避難所では避難生活が困難な人のた	継続	健幸長寿課
・周知	めに、福祉施設等と協定を結ぶことで福祉避		介護福祉課
	難所を確保し、当該避難所の情報を周知しま		社会福祉課
	す。		
NET119 の登録の	音声による緊急通報が困難な障がい者に対	継続	社会福祉課
勧奨	して, NET119*18への登録を勧奨し, 緊急時		
	の通報手段を確保します。		
「メールもり	「メールもりや」*19,「Morinfo(もりんふ	継続	社会福祉課
や」・	ぉ)」*20の登録を促進し,災害や防犯に係る		交通防災課
「Morinfo (もり	情報をいち早く入手できるよう支援します。		秘書課
んふぉ)」登録の			
促進			
防犯体制の充実	障がい者や高齢者等が悪徳商法等の犯罪被	継続	経済課
	害者にならないよう,防犯知識の周知や消費		交通防災課
	者被害防止に向けた情報を提供します。ま		
	た,犯罪の発生を未然に防ぐため,地域にお		
	ける自主的な防犯活動を促進します。		

^{*18} NET119 とは、音声による 119 番通報が困難な人を対象に、スマートフォンや携帯電話のインターネット機能を活用して、火災や救急などの緊急通報が行えるシステムです。

^{*19} メールもりやとは、災害・防災情報、防犯情報、イベント情報等の市からのお知らせを、電子メールにより指定されたメールアドレスに配信するサービスです。

^{*20} Morinfo(もりんふぉ)とは、市から市民生活の利便性を向上させる情報(子育て支援、防災、イベント等) を配信したり、市民が道路の陥没・公園遊具の故障・防犯灯の不具合等を発見したときに市に通報する機能を有する、スマートフォンやタブレット端末等で使用するアプリケーションです。

2 地域で自立した主体的な生活の支援

2-1 権利擁護の推進

(1) 権利の擁護

障がい者の権利利益が不当に侵害されることのないよう,成年後見制度*21 を活用して,障がい者の権利を擁護します。

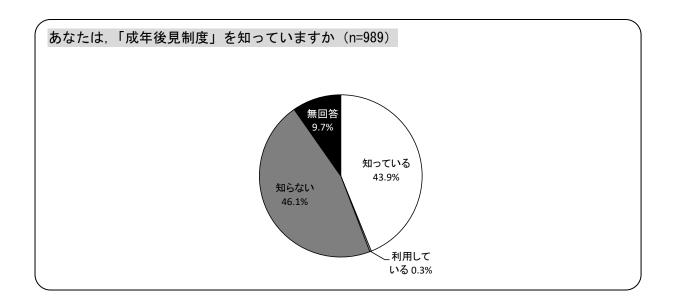
【現状と課題】

▽現状

- 市においては、平成 26 年度に守谷市障がい者福祉センターの事業として、また、平成 28 年度には市の主催により成年後見制度に係る講演会を開催しました。
- 市ホームページやパンフレットにより成年後見制度の周知を行っています。
- 親族による成年後見の申立てができないケースについて、平成 26 年度において 2 件(高齢者 2 件)、平成 27 年度に 4 件(障がい者 1 件、高齢者 3 件)、平成 28 年度に 2 件(高齢者 2 件)の利用支援を行いました。

▽課題

○ アンケート結果によると、46.1%の方が成年後見制度を知らないと答えており、また、「一人になったときが心配なので、早いうちに制度を知りたい」との声が寄せられるなど制度の周知が十分ではなかったため、さらなる制度の周知が必要です。



^{*21} 成年後見制度とは、障がいや認知機能の低下などにより判断能力が不十分なため契約等の法律行為における 意思決定が困難な方を、代理権等が付与された後見人が本人の意思を尊重しつつ保護し、支援する制度のこと です。

障がいのため自ら法律行為を行うことや財産を管理することが困難な人のために,成年後見 制度の利用支援を行います。

施策・事業	内容	取組の 方向性	実施主体 (所管部署)
成年後見制度の周	成年後見制度についての認知度が低いた	継続	社会福祉課
知	め、市広報紙等により制度の周知を図りま		
	す。		
成年後見制度の利	成年後見制度の利用が必要と見込まれる人	継続	社会福祉課
用支援	について、申立てを行うことができる親族に		健幸長寿課
	対して成年後見審判の申立てを促します。ま		
	た, 申立てを行う人がいない場合には,「守谷		
	市成年後見制度利用支援事業実施要綱 」に定		
	めるところにより、成年後見制度の利用支援		
	を行います。		

(2) 差別の解消

「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」においては「何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない」こととされており、障がいを理由とした 差別が解消される取組が必要です。

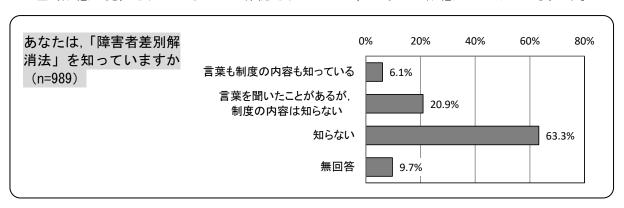
【現状と課題】

▽現状

- 茨城県においては、平成27年4月に「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が施行されました。この条例では、障がいの有無によって分け隔てられることなく誰もが個人の尊厳及び権利が尊重され、住み慣れた地域で社会を構成する一員として共に歩み幸せに暮らすことができる社会の実現に寄与することが目的とされています。
- 平成 28 年 4 月には、障がい者差別の解消を推進することを目的として、障害を理由とする 差別の解消の推進に関する法律が施行されました。この法律では、「障がいを理由とする差別 の禁止」及び「障がいのある人に対する合理的配慮の提供*22」に係る事項が規定されていま す。
- 市においては、条例・法律の施行を受け、差別の解消についての記事を市ホームページに掲載するほか、窓口において、障がいを理由とする差別の解消についてのパンフレットを配布しています。

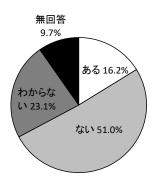
▽課題

- アンケート結果によると、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を知らないと答えた方が 63.3%、制度の内容を知らないと答えた方が 20.9%あり、障がいのある人にも浸透していないことが確認されており、県条例とともにさらなる周知が必要です。
- アンケート結果によると、障がいがあることを理由として差別的な取扱いを受けたと感じる 方が 16.2%あり、障がいのある人に対する差別が確認されており、差別を解消するための取組 が必要です。
- 困っているときに誰かから手助けを受けたことがあると答えた方が合計で 43.0%あり,合 理的配慮が提供されていることが確認されましたが,こうした配慮の広がりが必要です。

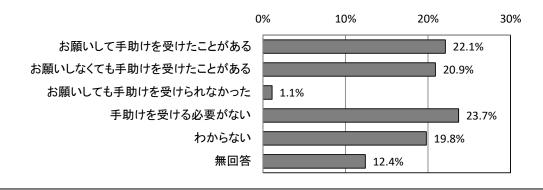


^{*22} 合理的配慮の提供とは、障がい者から社会の中のバリアを取り除くために何らかの対応を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」においては、国、地方公共団体や事業者に対して合理的配慮を提供することが求められています。

あなたは、普段の暮らしの中で、障がいがあることを理由として、差別的な取扱いを受けたと感じることがありますか (n=989)



あなたは、普段の暮らしの中で、困っているときに、誰かから手助けを受けたことがありますか (n=989)



【取組の方向性】

障がい者に対する差別行為の防止及び合理的配慮の提供に関する啓発及び知識の普及を行い、障がい者に対する差別の解消を目指します。

施策・事業	内容	取組の 方向性	実施主体 (所管部署)
差別解消の周知・	市広報紙や市ホームページ等により、障が	拡大	社会福祉課
啓発	い者に対する差別の解消についての啓発や知		
	識の普及を行います。		
市職員に対する研	「障がいを理由とする差別の解消の推進に	継続	社会福祉課
修	関する対応要領*23」に定められた事項が順守		
	されるよう、市職員に対する研修を実施しま		
	す。		

^{*23} 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領とは、市の職員が、障がいを理由として不当な差別的取扱いをしないことや、障がい者に合理的配慮を提供することについて定めた指針です。

(3) 虐待の防止

障がい者に対する虐待の発生を未然に防止するとともに,虐待の事実が確認されたときは, 迅速に対応します。

【現状と課題】

▽現状

- 平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施 行されました。この法律では、誰もが障がい者を虐待してはならないことや、虐待を受けたと 思われる障がい者を発見した場合の通報義務が定められています。
- 法の施行を受け、本県においては茨城県権利擁護センターが設置され、市においては保健福祉部社会福祉課に障がい者虐待防止センターが設置されています。
- 平成 28 年度には、市の障がい者虐待防止センターに対して虐待が疑われるケースについて の通報があり、通報者・関係者からの聞き取り調査や事実確認のための訪問調査を実施したケ ースが 1 件ありました。

▽課題

- どのような行為が虐待に該当するのかといった知識の周知が十分ではありません。
- 福祉サービス事業所における虐待防止の研修の実態が把握できていません。
- 虐待を発見した際の通報先の周知が十分ではありません。

【取組の方向性】

何人も,障がい者を虐待してはならないことを周知し,障がい者虐待の防止や早期発見,迅速な対応及びその後の適切な支援を行います。

施策・事業	内容	取組の方向性	実施主体 (所管部署)
虐待防止に関する	障がい者に対する虐待防止のため、市民や	継続	社会福祉課
啓発	福祉サービス事業者に対して啓発を行いま		
	す。		
事業者による虐待	福祉サービス事業所において障がい者に対	継続	社会福祉課
の防止	する虐待が生じないよう,事業者における虐		
	待防止の研修の実施を働きかけます。		
虐待の早期発見・	障がい者に対する虐待を発見したときは,	継続	社会福祉課
通報	速やかに障がい者虐待防止センターに通報す		
	るよう周知します。		
虐待案件の解決の	警察や医療機関等の関係団体と十分に連携	継続	社会福祉課
ための体制整備	し、虐待案件の迅速な解決に取り組みます。		
	また、福祉サービス事業所における虐待案		
	件については速やかに茨城県に通報し、必要		
	に応じて特別監査を実施します。		

2-2 生活支援サービスの充実

(1) 日常生活の支援

障がい者が地域において安心して暮らすことができるよう, 福祉サービスの提供を通じて日 常生活を支援します。

【現状と課題】

▽現状

- 市においては、新規事業所の設置や既存事業所での新規サービスの開始、他市からの事業所の移転により、前期計画策定時に比べ、障がい福祉サービス*24が7事業, 障がい児通所支援*25が7事業増加し、福祉サービスの提供基盤は整いつつあります。
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、平成 30 年 4 月からは新たに「自立生活援助*26」、「就労定着支援*27」といったサービスが開始されています。

▽課題

- 市内では、障がい者の在宅生活を支援する訪問系サービス*28 の提供事業所が 3 箇所開設されていますが、市内の事業所だけではニーズを満たしきれていません。
- 障がい者の保護者等が介護を行うことができない場合の一時的な預け先である短期入所施 設は1箇所の開設にとどまっており、市内の事業所だけではニーズを満たしきれていません。
- 平成30年4月から新たに開始されたサービスについて、障がい者のサービス利用意向を踏まえるとともに、状況に応じて事業者の参入を促すことが必要です。

【取組の方向性】

障がい者が住み慣れた地域において安心して暮らしていくことができるよう、福祉サービスの提供体制の充実を図ります。また、障がい者の生活の支援と安定を図るための各種制度の周知を行います。

^{*24} 障がい福祉サービスとは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、年齢 18歳以上の人を対象として給付されるサービスです。

^{*25} 障がい児通所支援とは、児童福祉法に基づき、年齢18歳未満の人を対象として給付されるサービスです。

^{*26} 自立生活援助とは、障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障がい者に対して、一 定の期間において定期的に居宅を訪問し、家事や日常生活上の課題、体調等を確認し、必要な助言や連絡調整 を行うサービスです。

^{*27} 就労定着支援とは、障がい福祉サービスを利用して一般の企業等に就労した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面での課題が生じている人に対して、生活面の課題を把握するとともに、就労先や関係機関との連絡調整や課題解決のための必要な支援を行うサービスです。

^{*28} 訪問系サービスとは、障がい福祉サービスのうち、居宅を訪問して家事の援助や入浴・排泄等の支援、外出や移動の支援を行うサービスです。

施策・事業	内容	取組の 方向性	実施主体 (所管部署)
介護給付*29の提供	日常生活に支援が必要な障がい者が、自宅や	継続	社会福祉課
	施設において安心して生活ができるよう, サー		
	ビスの提供体制を確保します。		
訓練等給付*30の	地域社会において自立した生活ができるよ	継続	社会福祉課
提供	う、必要な訓練を受けたり、福祉的就労や就労		
	についての支援が受けられるよう、サービスの		
	提供体制を確保します。		
障がい児通所支援	療育*31が必要な児童やその保護者が適切な	継続	社会福祉課
の提供	支援が受けられるよう、サービスの提供体制を		
	確保します。		
その他の生活支援	障がい福祉サービスや障がい児通所支援では	継続	社会福祉課
サービスの提供	満たしきれない支援ニーズに対応するため、地		
	域生活支援事業*32を実施して,支援のさらな		
	る充実を図ります。また、身体に障がいのある		
	人に対しては補装具*33の交付等により,日常		
	生活や社会生活がより快適に送れるよう支援し		
	ます。		
サービス提供事業	訪問系サービスや短期入所を行う市内の事業	継続	社会福祉課
者の参入促進	所が少ないため, 民間事業者に事業所の開設を		
	促します。また、新たに「自立生活援助」、「就		
	労定着支援」といったサービスが開始されるた		
	め、これらのニーズを把握し事業者の参入を促		
	します。さらに、新たな支援ニーズが顕在化し		
	た場合には、必要に応じて事業者の参入を促し		
	ます。		
生活を支援する制	障がい者の生活の支援を図るため、障がい者	継続	社会福祉課
度の周知	が受給できる年金や手当について周知します。		
	また、税の控除や医療費の助成制度、各種割引		
	制度を案内し、障がい者の経済的負担の軽減を		
	図ります。		

^{*29} 介護給付とは、障がい福祉サービスのうち、家事や身の回りのこと等の日常生活における介護の支援を提供するサービスです。

^{*30} 訓練等給付とは、障がい福祉サービスのうち、日常生活や社会生活上の訓練等の支援を受けるサービスです。

^{*31} 療育とは、障がいのある児童が、社会的に自立できるように取り組む治療と教育・保育のことです。

^{*32} 地域生活支援事業とは、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じて市町村が提供するサービスです。

^{*33} 補装具とは、障がい者の身体機能を補完・代替するもので、身体に装着して使用する用具です。

(2) 相談支援体制の充実

障がい者やその家族が抱える様々な問題を解決していくために、相談支援体制を充実します。

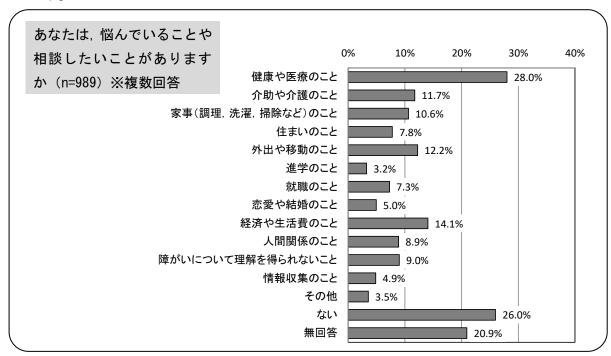
【現状と課題】

▽現状

- 市に寄せられる相談については、課の単位にとらわれることなく相談内容に応じて関係部署 が連携し、相談者の支援に当たっています。
- 福祉サービスの利用に係る相談については、相談支援事業所*34 を核とした相談体制を構築 しています。
- 当事者の目線に立った相談が受けられるよう,身体障がい者相談員や知的障がい者相談員を 選任しています。
- 身近な地域で相談が受けられるよう,民生委員・児童委員等の地域に根差した相談体制づく りに取り組んでいます。

▽課題

- 市内の相談支援事業所数が十分ではなく、事業者の参入が必要です。
- アンケート結果によると、相談したいこととしては「健康や医療のこと (28.0%)」や「介助や介護のこと (11.7%)」など医療や福祉に係る専門的な事項のほか、「経済や生活費のこと (14.1%)」、「外出や移動のこと (12.2%)」、「家事のこと (10.6%)」などの生活に身近な問題など多岐にわたっており、様々な分野の悩み事を身近なところで相談できる体制の確保が必要です。



^{*34} 相談支援事業所とは、障がい者の心身の状態や本人の置かれている環境、サービスの利用意向を勘案し、障がい福祉サービスや障がい児通所支援を利用するための計画を作成する事業所です。

障がい者やその家族から寄せられる様々な相談の内容に応じて、適切な支援につなげることができるよう、市の各相談窓口の連携に努めます。また、身近な相談から専門的な相談に至るまでの総合的な相談体制を構築するため、市と相談支援事業所や関係機関が連携を密にすることはもとより、身近なところで気軽に相談できる体制を整備します。

施策・事業	内容	取組の 方向性	実施主体 (所管部署)
関係機関による	市に寄せられる、保健・医療・福祉等の多岐	継続	社会福祉課
相談体制の整備	にわたる相談に的確に対応できるよう、課の単		
	位にとらわれることなく、関係部署が連携して		
	支援します。また、市の機関のみで解決できな		
	い相談については,医療機関・保健所等の外部		
	の関係機関と連携し、相談支援を実施します。		
福祉サービス利	福祉サービスの利用に係る相談については,	継続	社会福祉課
用に係る相談体	相談支援事業所において十分なアセスメント*		
制の整備	35 を実施し、必要な福祉サービスが受けられる		
	よう適切に支援します。また、事業者の参入を		
	促して相談支援体制のさらなる充実を図るとと		
	もに,相談支援専門員*36の意見交換の場として		
	設立された障がい者相談員連絡会を活用し、相		
	談員の資質向上に取り組みます。		
障がい者相談員	当事者やその家族だからこそ打ち明けられる	継続	社会福祉課
による支援	ような相談については、身体障がい者相談員、		
	知的障がい者相談員が同じ目線に立って, 相談		
	支援を実施します。また、障がい者相談員の資		
	質向上のため、相談員研修会に積極的に参加し		
	ます。		
民生委員・児童	民生委員・児童委員の役割や活動について広	継続	社会福祉課
委員による支援	く周知を図り、身近な地域で相談が受けられる		
	ようにします。		

^{*35} アセスメント (assessment) とは、「評価・査定」という意味の英語です。ここでは、対象者の心身の状態や日常生活・社会生活の状況等を総合的に把握し、本人がどのような福祉サービス等を望んでいるかを踏まえて現状を評価することです。

^{*36} 相談支援専門員とは、障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスや障がい児通所支援の利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行います。

(3) 生活の場の確保

障がい者が人格と個性が尊重された生活を送ることができるよう、それぞれの障がいの特性に応じた生活の場を確保します。

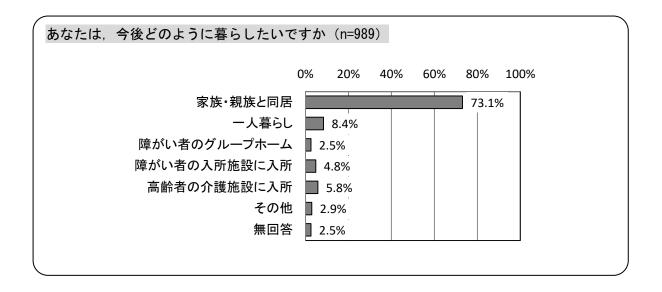
【現状と課題】

▽現状

- 現在のところ,市内には,障がい者の生活の場として,入所施設が1箇所,グループホームが3箇所設置されています。
- アンケート結果によると、今後どのように暮らしたいかとの問いに対しては、「家族・親族と同居」が 73.1%、「一人暮らし」が 8.4%、「障がい者のグループホーム」が 2.5%となっており、地域社会での生活を望む方が 8割を超えています。一方で、「障がい者の入所施設に入所」が 4.8%、「高齢者の介護施設に入所」が 5.8%となっており、施設で支援を受けながらの生活を望む方があり、それぞれの方が思い描く生活の場は一様ではありません。

▽課題

- 入所施設の待機者が、平成 29 年 10 月 1 日現在で 11 人となっており、生活の場の検討が必要です。
- 市内のグループホームだけでは、入居を希望する全ての人の要望を満たすことができず、やむを得ず市外のグループホームを利用している人がいます。
- 施設を退所して地域社会での生活に移行する人が見込まれ、これらの人の住まいの場の整備 が必要です。



障がい者が人格と個性が尊重された生活を送ることができるよう、それぞれの障がいの特性 に応じた多様な生活の場を確保します。

施策・事業	内容	取組の 方向性	実施主体 (所管部署)
グループホームの	施設等を退所して地域で生活する人や「親亡	継続	社会福祉課
整備の推進	き後」に自立した生活を営む場として、グルー		
	プホームの整備を推進します。		
施設入所の支援	障がいの特性等により在宅生活が困難で,日	継続	社会福祉課
	常生活上の介護が常時必要な人については,充		
	分なアセスメントを実施した上で, 施設への入		
	所を支援します。		
公営住宅の入居の	障がい者が公営住宅に入居しやすいよう,	継続	建設課
支援	入居者の選考に当たり配慮します。		

(4) 地域生活への移行の推進

障がい者の入所施設に入所している人や長期入院患者が,本人や家族の意向に基づき地域社会での生活に移行することができるよう支援します。

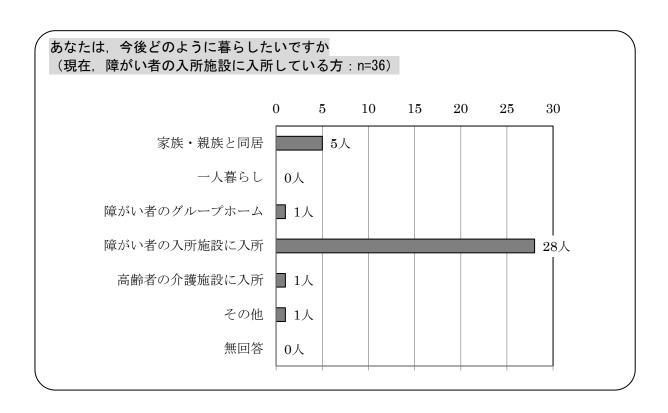
【現状と課題】

▽現状

- 国の施策の方向性として,施設入所者や長期入院患者の地域生活への移行が推進されています。
- 平成29年8月末日現在で、施設入所者は46人となっています。
- アンケート結果によると、現在、障がい者の入所施設で暮らしていると答えた方 36 人のうち、今後も障がい者の入所施設で暮らしたいと答えた方は 28 人となっています。

▽課題

○ 施設に入所する全ての人について、地域生活への移行に係る意思確認ができていないため、 地域生活への移行を推進するに当たっては、障がい者本人がどこで誰と生活するかを選択する権 利を有することに鑑み、充分な配慮を行わなければなりません。



施設入所者や長期入院患者の地域生活への移行を推進するに当たっては、充分なアセスメントを実施し、本人の意向を踏まえながら、地域生活への移行に取り組みます。

施策・事業	内容	取組の 方向性	実施主体 (所管部署)
地域生活への移行	施設に入所する障がい者やその家族が、生活	継続	社会福祉課
ニーズの把握	の場所についてどのような意向を有している		
	かについて、相談支援専門員を通じて把握しま		
	す。		
福祉サービスの利	地域生活に移行する障がい者に対しては,地	継続	社会福祉課
用の推進	域移行支援*37,地域定着支援*38,自立生活援		
	助といったサービスを提供し,地域生活への円		
	滑な移行や地域生活の継続を支援します。ま		
	た、地域社会での生活を送るに当たっては、居		
	宅介護等の居住系サービスを提供するほか、グ		
	ループホームの利用を支援します。		

^{*37} 地域移行支援とは、地域における生活に移行するために支援を必要とする人(障がい者支援施設に入所している人や精神科病院に入院している人等)に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等の必要な支援を行うサービスです。

^{*38} 地域定着支援とは、居宅において単身等で生活する障がい者に対して、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に相談等の必要な支援を行うサービスです。

(5) 制度の円滑な運営と利用促進

障がい者が受けることができる福祉サービスや給付等の各種制度を案内し、必要とする制度 が円滑に利用できるよう支援します。

【現状と課題】

▽現状

- 市においては、障がい者に係る各種制度をまとめた「障がい福祉のしおり」を編さんし、障がい者手帳の交付を受ける人や相談に来た人に配布して、福祉サービスや各種制度の利用について案内を行っています。
- 福祉サービスを提供する事業所の運営の適正化を図るため、県と連携して事業所の実地指導 を行っています。

▽課題

- 福祉サービスの利用方法や各種制度を知らなかったために障がい者に不利益が生じること のないよう,その人の障がいの種類や程度に応じたきめ細やかな案内が必要です。
- アンケート結果において、ヘルパーの質が一定ではないとの声が寄せられており、福祉サービスの質の向上が必要です。

【取組の方向性】

障がい者が必要とする支援を適切に受けることができるよう、各種制度や福祉サービスの情報提供を行います。また、提供されるサービスの質の向上を図るため、事業者に対して必要な指導を行います。

施策・事業	内容	取組の 方向性	実施主体 (所管部署)
障がい者に対す	「障がい福祉のしおり」を配布するほか、説	継続	社会福祉課
る各種制度の周	明会等を開催し、障がい者に対する支援制度や		
知	福祉サービスを周知します。		
福祉サービスの	障がい者が日常生活や社会生活を送る上で必	継続	社会福祉課
利用の促進	要とされる福祉サービスを案内し、その人に応		
	じたサービスの種類及び量が適切に提供される		
	よう支援します。		
福祉サービスの	サービスの質の向上及び事業所運営の適正化	継続	社会福祉課
質の向上	を目的として、県と連携してサービス提供事業		
	者に対し実地指導を行います。また,事業所の		
	資質向上のため,事業所同士が活発に意見や情		
	報の交換が行えるよう,必要な支援を行います。		

2-3 保健・予防の充実

(1) 保健サービスの充実

障がいの有無にかかわらず、全ての市民が生涯を通じて安心して健康的な生活を送ることができるよう、ライフステージに応じた保健事業を実施します。

【現状と課題】

▽現状

○ 市においては、乳幼児期から成人期にわたって、ライフステージごとに各種健康診査を実施 しています。

▽課題

○ 健康診査の結果を,障がいの原因となる疾病の予防や早期の治療につなぐことができるよう, 事後指導や個別相談が必要です。

【取組の方向性】

生涯にわたって健康を保持し、障がいの原因となる疾病等の予防に資することができるよう, ライフステージに応じて健康診査や保健指導を実施します。

施策・事業	内容	取組の 方向性	実施主体 (所管部署)
乳幼児に対する健	乳幼児の成長段階に応じ、3か月児から3	継続	保健センター
康診査の実施	歳5か月児までについて,定期に健康診査を		
	行います。また,健康診査の結果を踏まえ		
	て、必要に応じて、事後指導や個別相談を実		
	施します。		
就学児童等に対す	次年度に就学を控えた児童に対し、各小学	継続	学校教育課
る健康診断の実施	校において、視力、聴力、内科検診、知能検		
	査等を行います。また, 就学後においては,		
	各学校において、内科検診、色覚検査、腎臓		
	検診,心臓検診等を行います。		
妊婦の健康診査の	病院において妊婦が受ける健康診査につい	継続	保健センター
実施	て,年 14 回を上限として健康診査費用の一部		
	を助成します。		
成人の健康診査の	健康づくり健康診査、特定健康診査、後期高	継続	保健センター
実施	齢者医療健康診査といった世代に応じた健康		
	診査のほか,がん検診を実施します。		

(2) こころの健康づくりの推進

いきいきと自分らしく生きるために必要な「こころの健康」を損なわないよう、こころの健 康づくりを推進します。

【現状と課題】

▽現状

- 精神障がい者保健福祉手帳の交付者数は、平成 29 年 4 月 1 日現在で 340 人となっており、 この 4 年間で 109 人増加 (1.47 倍) しています。
- 自立支援医療の受給者数は、平成 29 年 4 月 1 日現在で 796 人となっており、この 4 年間で 174 人増加 (1.28 倍) しています。
- 平成 25 年度に市が実施したストレスチェックアンケートの結果によると、成人の 7 割がストレスや悩みを抱えていることが明らかになっています。

▽課題

- 近年においては精神に障がいや疾病のある人が増加傾向にあるため、こころの健康を保つための知識の普及・啓発が必要です。
- 様々な悩みや不安,ストレスを抱える人のこころの健康づくりに資するために,専門的な相 談機会が必要です。

【取組の方向性】

こころの健康づくりに関する理解の促進のため、啓発活動や講座を行います。また、専門的 知識を有する者の相談が受けられるよう、相談窓口を開設します。

施策・事業	内容	取組の 方向性	実施主体 (所管部署)
理解促進・啓発活	市広報紙や市ホームページ, 健診やイベント	継続	保健センター
動の実施	等の機会を利用して、こころの健康についての		
	理解促進や啓発活動を実施します。		
学習機会の提供	メンタルヘルスに関する講座を開講するほ	継続	保健センター
	か、地域のサークルや町内会などに出向いて、		
	出前講座を実施します。		
相談窓口の充実	定期的に相談窓口を開設するほか,精神保	継続	保健センター
	健福祉士による電話, 面接, 訪問により, 「こ		
	ころの健康相談」を実施します。		
関係機関との連携	「こころの健康相談」等において支援が必	継続	保健センター
	要と判断されたケースについては,福祉,医		
	療機関,警察等の関係機関と連携してカンフ		
	ァレンス等を実施します。		

(3) 難病患者への支援

難病は、治療方法が確立されておらず、長期にわたる療養が必要であることから、本人や家族に対する日常生活や社会生活における支援を行います。

【現状と課題】

▽現状

- 平成 29 年 4 月 1 日から, 医療費の助成を受けられる難病が 330 疾病に, 小児慢性特定疾病が 722 疾病に拡大されました。
- 〇 平成 29 年 4 月 1 日から,福祉サービスの対象となる難病が 358 疾病に拡大されました。 ∇ 課題
- 新たに各種制度の対象疾病となった難病患者に対し、受給できる制度の周知が必要です。

【取組の方向性】

難病患者の日常生活や社会生活に資するため、福祉サービスや手当を適切に受給することができるよう支援します。

施策・事業	内容	取組の 方向性	実施主体 (所管部署)
難病患者へのサー	難病患者の日常生活や社会生活を支援する	継続	社会福祉課
ビスの提供	ために、相談支援専門員や福祉サービス事業		
	所と連携して必要な福祉サービスを提供しま		
	す。また、在宅生活の支援のために必要とさ		
	れる日常生活用具を給付します。		
小児慢性特定疾病	医療機関と連携して制度を案内し、疾病児	継続	社会福祉課
児の日常生活用具	の在宅生活の支援のために必要とされる日常		
の給付	生活用具を給付します。		
手当の支給	難病患者の福祉の増進のため、難病患者福	継続	社会福祉課
	祉手当を支給します。手当の支給に当たって		
	は、保健所と連携して制度の周知を行うほか、		
	受給資格者に対しては、手当の受給を積極的		
	に勧奨します。		

(4) 発達障がい児(者)への支援

発達障がい*39 は、周囲の理解と支援により改善されていくこともあり、発育にとって適切な環境を早期に整え、発達の支援を行います。

【現状と課題】

▽現状

- 平成28年8月に発達障害者支援法が改正され、以下の内容が定められました。
 - ・国民の責務として,発達障がいの特性について理解を深めることや,発達障がいのある人の 自立及び社会参加に協力するよう努めること。
 - ・行政機関の責務として、従来からの発達障がいの早期発見のための措置に加えて、発達障がい者やその家族等からの各種相談に対して総合的に応じることができるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関等と連携した相談体制を整備すること。
- 平成 29 年 5 月 1 日現在において,市内の公立小学校・中学校の通常学級に在籍する発達障がい(傾向を含む。)の児童の人数*40は,424人です。

▽課題

- 発達障がいは外見から分かる障がいではないため、障がいの特性についての理解を深めることができるよう、知識の普及・啓発が必要です。
- 発達障がい児(者)の支援は、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが 重要であり、早期発見・早期支援が必要です。

【取組の方向性】

市民が発達障がいの特性についての理解を深めることができるよう必要な措置を講じ、発達 障がいのある人の自立や社会参加への協力意識を醸成します。また、発達障がいは、症状の発 現後できるだけ早期に支援を行うことが重要であるとされていることから、発達障がいの早期 発見や総合的な相談体制の構築に向けて取り組みます。

^{*39} 発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これらに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものです。

^{*40} 通常学級に在籍する発達障がい(傾向を含む。)児童の人数とは、発達障がいやその他の要因により学習面や行動面において配慮を要する児童として市教育委員会において把握している人数です。

施策・事業	内容	取組の 方向性	実施主体 (所管部署)
発達障がいに関す	発達障がいについての知識と理解を深める	継続	社会福祉課
る理解の促進	ことができるよう, 市広報紙等において特集記		
	事を掲載するほか、学習機会を設けます。		
早期発見の取組	乳幼児健康診査等において発達障がいが疑	継続	保健センター
	われるとされた乳幼児に対して, 保健所におい		指導室
	て専門医による発達相談を行い, 障がいの早期		
	発見に努めます。また, 就学時健康診断の結果		
	等を踏まえ、早期からの教育相談・支援体制を		
	引き続き実施します。		
相談体制の構築	発達障がいのある人の特性に配慮しつつ総	継続	社会福祉課
	合的に相談に応じることができるよう, 医療機		
	関や保健所, 茨城県発達障害者支援センター,		
	教育委員会等の関係機関と連携して相談体制		
	を整備します。		

3 ライフステージに応じた社会参加の支援と自立

3-1 教育の充実

(1) 療育・発達支援体制の充実

障がいのある児童や障がいが疑われる児童に対しては、早期の療育や発達支援の提供により 障がいを克服し、又は軽減することができるため、乳幼児期からの児童の発達についての支援 体制を充実します。

【現状と課題】

▽現状

- 茨城県保健福祉統計年報によると、本市の低出生体重児の出生割合は 10%前後となっています。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスといった障がい児通所支援の利用を希望する人が 年々増加しています。

▽課題

- 身体の発育が未成熟なまま生まれた乳児やその家族に対する支援が引き続き必要です。
- 将来障がいを残すと認められる疾患がある児童については、その障がいを除去・軽減するための手術等の治療が必要です。
- 障がいのある児童や障がいが疑われる児童の健全な育成や発達のため、早期からの療育の支援が必要です。

【取組の方向性】

障がいのある児童や障がいが疑われる児童の早期療育のため、母子保健事業の充実に努める とともに、児童一人一人の状況に応じた療育・保育を実施します。

施策・事業	内容	取組の 方向性	実施主体 (所管部署)
未熟児の発達の支	医師が入院養育を必要と認めた未熟児が入	継続	保健センター
援	院治療を受ける場合に、養育医療費を支給し		
	ます。また、乳幼児の養育上の必要に応じ		
	て,保健師等による訪問指導を行います。		
発育・発達の相談	保健センターにおいて,発達相談会を実施	継続	保健センター
	し、乳幼児の発育や発達についての相談を行		
	います。		
自立支援医療(育	児童の早期の障がいの軽減を図るため,自	継続	社会福祉課
成医療) 費の支給	立支援医療(育成医療*41)費を支給します。		
障がい児保育の充	障がいのある児童の保育需要に対応するた	継続	児童福祉課
実	め、保育所において受入体制を整え、障がい児		
	の入所に配慮します。		
障がい児通所支援	障がいのある児童や障がいが疑われる児童	継続	社会福祉課
の提供	に対して、児童発達支援や放課後等デイサー		
	ビス等の障がい児通所支援を提供し,療育を		
	実施します。		

^{*41} 育成医療とは、身体に障がいのある児童(治療をしないと将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。)が、その障がいを除去・軽減する効果が期待できる手術等の治療を受ける場合に、医療費の一部を公費で支給する制度です。

(2) 障がい児(者) 教育の充実

障がいのある児童とない児童とが,可能な限り共に教育を受けることができるよう,教育内容や教育環境を充実します。

【現状と課題】

▽現状

- 障がい児に対する教育は、特別支援学校のほか、小学校・中学校の特別支援学級や通常の学級も含めて、特別支援教育*42が実施されています。
- 本市においては、特別支援学級の在席者数が増加傾向にあり、平成29年4月1日現在では 202人(平成25年同日比69人増)の児童が特別支援学級に在籍しています。

▽課題

- 近年は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、可能な限り共に教育を受けること のできる仕組みの構築が求められています。
- アンケート結果においては、望ましいと思う教育環境として「普通学校において、できるだけ他の児童と共に教育やサポートを受ける」と答えた方が 12.1%あるなど、インクルーシブ教育*⁴3に対する要望が高まっており、対応が必要です。

【取組の方向性】

一人一人の個性や可能性を伸ばすために、それぞれの教育的ニーズを把握し、学習や生活上の困難を克服し、社会参加するために必要な力を培います。そのため、一人一人にあった教育環境を実現し、障がいの特性に応じた教育を実施します。

^{*42} 特別支援教育とは、児童一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、障がいの特性に応じて指導及び必要な支援を行う教育です。

^{*43} インクルーシブ教育とは、障がいのある児童と障がいのない児童とが共に学ぶ仕組みです。

施策・事業	内容	取組の 方向性	実施主体 (所管部署)
インクルーシブ教育	障がいの有無にかかわらず、可能な限り共	継続	学校教育課
の推進	に教育を受けられるよう教育環境の整備を		
	行うとともに,個々の児童の教育的ニーズに		
	応じた教育を提供します。		
校内支援体制の構築	特別支援教育コーディネーターを中心と	継続	指導室
	して、障がい児の校内支援体制を構築しま		
	す。また、スクールカウンセラー*44、スクー		
	ルソーシャルワーカー*45 等の専門家や介護		
	補助員*46 を活用して,障がい児の多様なニ		
	ーズに応じた支援を提供します。		
障がいの特性に応じ	障がいにより支援を必要とする児童が、そ	継続	指導室
た教育環境の選択	れぞれの特性に応じた教育環境が選択でき		
	るよう、就学相談や進路指導を実施します。		
教職員の資質向上	障がい児一人一人の教育的ニーズに対し	継続	指導室
	て適切な指導を行うことができるよう、教職		
	員の資質向上のための研修を実施します。		
学校施設のバリアフ	障がいの有無にかかわらず、全ての児童	継続	学校教育課
リー化	が通学する学校においてバリア(障壁)を		
	感じることのないよう, 学校施設のバリア		
	フリー化を推進します。		
放課後児童クラブで	障がいのある児童も放課後児童クラブの	継続	生涯学習課
の障がい児の受入れ	利用ができるよう、必要な職員を配置するな		
	どして受入れ体制を確保します。		
生涯学習情報の提供	公民館で開催する各種講座やイベント情	継続	生涯学習課
	報や、公民館等の定期使用団体の会員募集情		
	報を提供します。また、文化、芸術、スポー		
	ツ,レクリエーション等の専門知識・技能を		
	有している指導者を,要請に応じて紹介しま		
	す。		

^{*44} スクールカウンセラーとは、児童の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家です。

^{*45} スクールソーシャルワーカーとは、いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する児童を支援する福祉の専門家です。

^{*46} 介護補助員とは、障がいのある児童の学校における生活の補助を行う人です。

3-2 雇用・就労の促進

(1) 多様な就労の場の確保と支援

障がい者が、生活に必要な収入を得るだけでなく、社会とのつながりを生み、生きがいを 持つことができるよう、障がい者の就労を支援します。

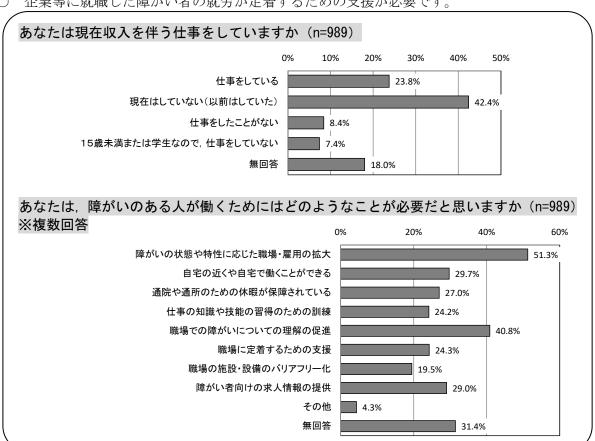
【現状と課題】

▽現状

- アンケート結果によると、仕事をしている方の割合が 23.8% (身体障がい者手帳交付者が 19.2%, 療育手帳交付者が34.8%, 精神障がい者保健福祉手帳交付者が39.0%) となっていま す。
- 現在は仕事をしていない方のうち82人の方は、正社員、パート・アルバイト、自営業又は 在宅で働きたいとの希望を持っています。
- 現在のところ,市内には,就労移行支援事業所が5箇所設置されています。

▽課題

- アンケート結果によると、障がいのある人が働くためには、「障がいの状態や特性に応じた 職場・雇用の拡大」が必要と答えた方が51.3%、「職場での障がいについての理解の促進」が 必要と答えた方が40.8%となっており、働く場所の確保はもとより、雇用先が障がいについて 理解し、障がいの程度や状況に応じた働き方ができるような配慮が求められています。
- 障がい者が企業等において就労できるよう、就労の訓練が必要です。
- 企業等に就職した障がい者の就労が定着するための支援が必要です。



障がい者の雇用について、企業等に対し理解の促進及び啓発の働きかけを行い、障がい者雇用についての気運を醸成します。また、障がい者に対しては、福祉サービス事業者や労政関係機関と連携して、就労の支援及び就労先への定着を支援します。

施策・事業	内容	取組の 方向性	実施主体 (所管部署)
障がい者の雇用に	市内の企業等に対し、障がい者の雇用につ	拡大	社会福祉課
ついての理解の促	いての理解促進と雇用の拡大を推進するた		
進	め、公共職業安定所と連携して啓発活動を実		
	施します。		
障がい者雇用に係	障がい者を雇用しようとする企業等に対し	継続	社会福祉課
る支援・助成制度	て, 障がい者雇用についての支援や助成に係る		
の周知	制度を紹介するなどして, 障がい者を雇用する		
	に当たり憂慮される事項の解決を図ります。		
就職面接会情報の	障がい者と雇用を希望する企業等が一堂に	継続	社会福祉課
提供	会する「障がい者就職面接会」の開催情報を		
	提供します。		
就労のための訓練	企業等への就労を希望する人に、就労に必	継続	社会福祉課
の実施	要な知識及び能力向上のための訓練等を実施		
	するため、就労移行支援の積極的な利用を支		
	援します。		
就労定着の支援	企業等に就労した障がい者が抱える就業面	継続	社会福祉課
	や生活面での不安や問題の解消のために、障害		
	者就業・生活支援センター*47 等の支援機関を		
	通じて, 就職後も安定した職業生活が送れるよ		
	うに継続的な定着支援を実施します。		
公共機関での雇用	市役所において,障がい者を計画的に雇用	継続	総務課
	します。		

^{*47} 障害者就業・生活支援センターとは、障がい者の職業的自立を実現するため、身近な地域で就業面及び生活面での支援を一体的に行う施設です。

(2) 福祉的就労の場の充実

企業等への就職が困難な障がい者の就労や活動の場として,就労を支援する福祉サービス 事業所や地域活動支援センター*48を充実します。

【現状と課題】

▽現状

- 就労継続支援*49の利用者数は平成 28 年度末現在で延べ 853 人で,前計画策定時(平成 25 年度末現在:延べ 483 人)に比べて延べ 370 人の増加となっています。
- 現在のところ,市内の福祉的就労*50の事業所は,就労継続支援A型が2箇所,就労継続支援B型が4箇所,地域活動支援センターが1箇所となっています。

▽課題

- 障がい者が働く喜びや就労の対価・達成感を得るため、多様な福祉的就労の場が必要です。
- 福祉的就労の対価である工賃の向上が求められています。

【取組の方向性】

福祉的就労を希望する障がい者の活動の場を確保するとともに,就労意欲の向上と工賃(賃金)水準の引上げを目指します。

【取組】

施策・事業	内容		実施主体 (所管部署)
福祉的就労の場の	福祉サービス事業所や地域活動支援センタ	継続	社会福祉課
確保	ーといった就労の場を確保し、障がい者が働		
	く喜びを得られるよう支援します。		
製品の展示・販売	障がい者の工賃水準の引上げや製品の制作	拡大	社会福祉課
機会の確保	意欲の向上のため、福祉サービス事業所等に		
	おいて障がい者が作成した製品の展示・販売		
	の機会を確保します。		
障がい者就労施設	障がい者就労施設等で働く障がい者の工賃	拡大	社会福祉課
等からの調達の拡	水準の引上げや働く場の確保のため、市にお		
大	ける障がい者就労施設等からの物品や役務の		
	調達を拡大します。		

^{*48} 地域活動支援センターとは、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流などを目的とした、障がい者の自立した地域生活を支援する施設です。

^{*49} 就労継続支援とは、一般の企業等で就労することが困難な障がい者のために、働く場を提供するとともに、 知識や能力の向上のための訓練を行う障がい福祉サービスです。雇用契約を結び最低賃金を保障するA型と、 雇用契約によらないB型があります。

^{*50} 福祉的就労とは、一般の企業等で就労することが困難な障がい者のために、福祉的な観点から配慮された環境で就労することで、主な就労場所は障がい福祉サービス事業所や地域活動支援センターです。

3-3 社会参加の促進

(1)情報提供・意思疎通の支援

障がい者が社会活動に参加するに当たっての必要な情報を円滑に入手することができるよう,情報アクセシビリティ*51の向上や意思疎通の支援を充実します。

【現状と課題】

▽現状

- 市広報紙「広報もりや」については、紙面のほか、音訳化媒体や市ホームページにより提供 しています。
- 市ホームページは、ウェブアクセシビリティ*52 向上のため、総務省「みんなの公共サイト 運用モデル改定版(2010年度)」を活用して作成しています。
- 市議会では、平成 27 年第 1 回定例会において「手話言語法(仮称)制定を求める意見書の 提出を求める請願」が採択されました。

▽課題

- 情報の提供に当たっては、それぞれの人が持つ障がいの特性に応じて、その人にとって最も 活用しやすい媒体・方法で提供される必要があります。
- 手話のできる人をより多く育成する必要があります。
- 意思の疎通に当たっては、それぞれの人が持つ障がいの特性に応じて、合理的配慮*53 が提供される必要があります。

【取組の方向性】

障がいの有無にかかわらず必要な情報を得ることができるよう、市が発信する情報についてのアクセシビリティを向上します。また、障がいの特性に応じて意思疎通を図ることができるよう、必要な支援を行います。

^{*51} 情報アクセシビリティとは、年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に不自由なくたどり着き、利用できることをいいます。

^{*52} ウェブアクセシビリティとは、年齢や障がいの有無、使用する情報端末やソフトウェアに関係なく、ウェブ 上の情報に不自由なくたどり着き、利用できることをいいます。

^{*53} 合理的配慮とは、障がい者の求めに応じて社会的障壁を取り除くことです。ここでは、相手の障がいの特性に応じて、適切な意思疎通手段を提供する意味として用いています。

【取組】

施策・事業	内容	取組の 方向性	実施主体 (所管部署)
市広報紙等の音訳	視覚に障がいのある人等への情報提供のた	継続	中央図書館
化	め、市広報紙等を音訳化し、対象となる人に		
	配布します。		
ウェブアクセシビ	市ホームページの運営に当たっては、利用	継続	秘書課
リティの向上	者の年齢や障がいの有無にかかわらず、全て		
	の人が同じようにホームページを利用できる		
	よう、ウェブアクセシビリティの向上に配慮		
	します。		
「Morinfo (もり	各種イベントの開催情報や市民生活の利便	継続	秘書課
んふぉ)」による情	性を向上させる情報を欲しいタイミングで入		
報提供	手できるよう,「Morinfo(もりんふぉ)」を		
	運営します。		
視覚, 聴覚, 音	視覚、聴覚や音声・言語機能に障がいのあ	継続	社会福祉課
声・言語機能障が	る人の意思疎通や情報収集の利便性の向上の		
い者の意思疎通の	ため、必要な日常生活用具や補装具を支給し		
支援	ます。		
手話通訳者・要約	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人が	継続	社会福祉課
筆記者の派遣	社会生活を送る上で円滑に意思疎通ができる		
	よう、手話通訳者や要約筆記者を派遣しま		
	す。		
手話通訳者等の育	手話通訳者や手話奉仕専門員を育成するた	継続	社会福祉課
成	め、守谷市聴覚障がい者協会の協力を得て手		
	話講座を開催します。		
意思疎通における	市窓口等において、筆談や手話、聞き取り	継続	全部署
合理的配慮の提供	やすい言葉で話す等,相手の障がいの特性に		
	応じた意思疎通を行います。		

(2) 移動の支援

障がい者が様々な社会活動に参加し行動の範囲を広げるためには、障がい者に配慮したまちづくりに加えて、障がいの特性に応じて移動に係る支援を提供することが必要です。

【現状と課題】

▽現状___

- 障害者権利条約第 20 条においては、「障害者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる」ことが規定されています。
- 鉄道事業者や有料道路事業者においては、障がい者手帳の所持者に対して運賃や利用料の割 引制度を設けています。

▽課題

- 障がい者の移動に係るサービスの提供事業者が十分ではありません。
- 行政サービスによる支援のほか,合理的配慮の提供の観点から障がい者の移動の支援を行っていくことが必要です。

【取組の方向性】

障がい者が気軽に外出することができ、社会参加が促進されるよう、移動に係る福祉サービス等の提供をはじめとして、移動手段の確保に係る支援を行います。

【取組】

施策・事業	内容	取組の 方向性	実施主体 (所管部署)
移動を支援する福	障がいの特性に応じて,通院等介助*54,同	継続	社会福祉課
祉サービス等の提	行援護*55,行動援護*56といった福祉サービス		
供	や移動支援*57を提供します。また、これらの		
	福祉サービスの提供事業者の参入を促しま		
	す。		
自動車運転免許取	身体障がい者が社会参加のために自動車免	継続	社会福祉課
得費・自動車改造	許を取得した場合や所有する自動車を改造し		
費の補助	た場合に、その費用の一部を補助します。		
福祉タクシー券の	重度の障がい者が医療機関への受診等を目	継続	社会福祉課
交付	的としてタクシーを利用した場合に、料金の		
	初乗り運賃相当額を助成します。		
コミュニティバス	障がい者手帳を有する人について、市が運	継続	都市計画課
の無料化	行するコミュニティバスの運賃を無料にしま		
	す。		
スロープ付福祉車	障がい者や歩行困難な高齢者等とその家族	継続	社会福祉協議会
両の貸出し	に対し、スロープ付福祉車両を無料で貸し出		
	します。		
車いすの貸出し	突然のケガや病気などで,一時的に車いす	継続	社会福祉協議会
	の使用が必要になった人に対し,車いすを無		
	料で貸し出します。		
公共交通機関等の	障がい者の外出時の経済的負担を軽減する	継続	社会福祉課
割引制度の周知	ため、障がい者手帳を有する人が受けること		
	のできる公共交通機関の割引制度や有料道路		
	の割引制度を周知します。		
移動時の合理的配	障がい者が移動に際して困っているとき	継続	全部署
慮の提供	は、段差を乗り越える手伝いをしたり、手を		
	引いて安全な道筋を誘導するなど,協力でき		
	る範囲で移動を支援します。		

^{*54} 通院等介助とは、 移動に支援を要する障がい者に対する、病院への通院等や官公署での手続等に係る移動の介助で、障がい福祉サービスの居宅介護に含まれるサービスです。

^{*55} 同行援護とは、 移動に著しい困難を有する視覚障がい者に対して、外出の際に同行し、移動に必要な情報 の提供や移動の援護等の必要な援助を行う障がい福祉サービスです。

^{*56} 行動援護とは、 知的障がいや精神障がいにより行動に著しい障がいがあり常時介護を要する障がい者に対して、外出時における移動中の介護や行動する際の必要な援助等を行う障がい福祉サービスです。

^{*57} 移動支援とは、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、屋外での移動が困難な障がい者に対して外出のための支援を行う地域生活支援事業です。

(3) 文化・スポーツ活動等の振興

障がい者が自分らしく、充実した生活を送るために、文化・スポーツ活動等に参加し、自己表現が実現できる機会の拡大が必要です。

【現状と課題】

▽現状

- アンケート結果によると、文化活動やスポーツのために外出する方の割合が 14.2%となっています。
- 2021年にはパラリンピックが開催予定です。

▽課題

- 障がい者を対象とした文化活動やスポーツイベントの振興が必要です。
- 文化活動やスポーツを行う活動場所や発表の機会が必要です。

【取組の方向性】

障がい者の情操を養い、健康の維持に資することができるよう、文化活動やスポーツ等に取り組む機会や参加の機会を確保します。

【取組】

施策・事業	内容	取組の 方向性	実施主体 (所管部署)	
文化・芸術活動の	障がい者が作成した作品等の発表や展示の	継続	社会福祉課	
支援	機会を設けるなど、文化的活動を支援しま			
	す。			
スポーツイベント	障がいの有無にかかわらず,多くの人がス	継続	生涯学習課	
の開催	ポーツに触れることができるよう、スポーツ			
	イベントを開催します。			
公民館, 体育館の	文化活動やスポーツ等を推進するため、障	継続	生涯学習課	
使用の支援	がい者団体が使用する場合の使用料を免除し			
	ます。			
障がい者向けの図	視聴覚障がい者等の利用に供するため、点	継続	生涯学習課	
書の収集	字資料,録音図書,大活字本,拡大写本,さ			
わる絵本等の資料を収集します。				
情報の提供	青報の提供 障がい者を対象とした文化活動やスポーツ		社会福祉課	
	についての情報を提供し、活動への参加を支			
	援します。			

第3編

守谷市障がい福祉計画(第6期) · 守谷市障がい児福祉計画(第2期)

第1章 成果目標数値

1 施設入所者の地域生活への移行支援

障がい者の地域生活への移行を進める観点から、障がい者施設に入所している障がい者の うち、自立訓練などのサービスを利用することで、共同生活援助(グループホーム)、一般 住宅などに移行し、地域での生活が送れる人を支援します。このことから、令和5年度末ま でに地域生活へ移行する人の数値目標を設定します。

項目	数值	考え方
施設入所者数〔実績〕	49人	令和元年度末の実績
【目標値】地域生活移行者数	3人	令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとする。
令和5年度末の入所者数	46人	令和5年度末の利用人員見込数

<国の基本指針>

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること,令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

〔移行者の算出〕

令和	1元年度末実績	責数	地域生活移行		算出值	
(目標値)	49人	×	6 %	=	2. 94人以上	
(基本値)	49人	×	1.6%	=	0.784人以上	

【地域生活移行に向けた取組】

施設入所者のうち、障がいの程度や状況、本人や家族の意向等を考慮し、地域で生活が可能な人について、自宅で生活するための環境を整えたり、共同生活援助 (グループホーム) などの住まいの場を確保し、相談支援事業所と連携し、障がい者相談支援サービス (地域相談支援) を活用して、障がい者が地域で生活できるように支援します。

また、障がい者の地域生活を支援する機能(地域生活支援拠点)の確保について、障がい福祉圏域*58に一つ整備することを茨城県、圏域市町村と連携して取り組んでいきます。障がい福祉の制度だけでは処遇が困難なケースについては、地域ケアシステムを活用し、医療、介護、保健、福祉その他の関係機関と連携して支援します。

^{*58} 障がい福祉圏域とは、茨城県が障がい者施策を総合的かつ効率的に推進するために、県内を9地域に分けて設定する区域のことです。本市は、「取手・竜ケ崎障がい福祉圏」(構成市町村:取手市、龍ケ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町、守谷市)に位置付けられています。

2 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業等*59を通じて、福祉施設を利用している障がい者が一般就労*60に移行できるよう支援します。

本市においては、令和元年度中に福祉施設を退所し、一般就労へ移行した人は5人でした。国の基本指針に基づき、一般就労への移行を推進する観点から数値を設定します。

項目	成果目標
一般就労への 移行者数	就労移行支援事業等※1を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の1.27倍以上かつ就労系サービスの目標の合計値以上 【令和元年度実績】5人 【令和5年度目標】7人以上
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の1.3倍以上 【令和元年度実績】 5人 【令和5年度目標】 7人以上
	うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の1.26倍以上 【令和元年度実績】 0人 【令和5年度目標】 1人以上
	うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の1.23倍以上 【令和元年度実績】 0人 【令和5年度目標】 1人以上
就労定着支援事 業利用者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を 利用する者 【令和5年度目標】 7割以上
就労定着率※2	就労定着支援事業の就労定着率※2 【令和5年度目標】 就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

- ※1 生活介護,自立訓練,就労移行支援,就労継続支援
- ※2 過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

<国の基本指針>

令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

併せて,就労移行支援事業,就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし,それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上,概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。

令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が 就労定着支援事業を利用することを基本とする。

就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

^{*59} 就労移行支援事業等とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいいます。

^{*60} 一般就労とは、一般企業等(官公庁を含む。)への就職、在宅就労、起業することをいいます。

【一般就労への移行の取組】

障がい者の雇用の促進及び就労が定着できるよう、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び公共職業安定所や障がい者職業センターその他関係機関と連携を図り、就労の場の確保に努めます。

また,成果目標を達成するため,福祉施設と連携し,就労を希望する障がい者の状況把握に 努めます。

3 地域共生社会の取組

地域共生社会の実現に向け、まちづくり協議会や制度の枠を超えたサービスの確保に取り組むなど、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むことに努めます。

4 児童発達支援センターの整備等

児童発達支援センターを茨城県と障がい福祉圏域の市町村と連携して整備し、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容(インクルージョン)の推進に取り組むことに努めます。

第2章 障がい福祉サービスの見込量と今後の方策

1 サービス見込量の設定の考え方

守谷市障がい福祉計画(第6期)の策定に当たり、国は、入所(入院)から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備を基本指針として示しています。

このため、この計画においては、入所(入院)中の障がい者が地域で生活していくためには どのようなサービスが必要となり、どの程度の利用が見込まれるのかという観点から、サービ スの見込量を設定しています。

2 サービスの状況と課題

守谷市障がい福祉計画(第6期)においても、入所(入院)中の障がい者の地域移行を進めていくことにより、障がい福祉サービスの利用者が増加していく見込みであることから、不足が生じることが課題として挙げられます。

また,訪問系サービスを提供する事業所は4箇所ありますが,サービス利用の需要を満たしきれていません。近年,利用者が増加している就労継続支援A型や生活介護といった通所サービスの事業所が不足してくると考えており,この分野への事業者の参入が求められます。

3 障がい福祉サービスの見込量

① 「時間分/月」:月間の平均利用人数×1人1月当たりの平均利用時間数

② 「人日分/月」:月間の平均利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

③ 「人/月」:1月当たりの平均利用人数

※令和2年度の実績値は令和2年5月の実績で掲載しています。

(1) 訪問系サービス

【サービスの概要】

	サービス名	内容
1	居宅介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
2	重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
3	同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際,本人に同行し,移動に必要な情報の提供や移動の援護,排せつ・食事等の介護のほか,本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
4	行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者 が,行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護, 外出時における移動中の介護,排せつ,食事等の介護のほか, 行動する際に必要な援助を行います。
5	重度障がい者等包括支援	常に介護を必要とする人のうち,特に介護の必要度が高い人に対して,居宅介護,重度訪問介護,同行援護,行動援護,生活介護,短期入所などのサービスを包括的に提供します。

【サービス見込量】

			実績値			見込量			
	サービス名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
1	居宅介護	人/月	48	58	49	58	59	60	
'	(ホームヘルプ)	時間分/月	619	673	623	673	685	696	
2	重度訪問介護	人/月	0	0	1	1	1	1	
_	里及初间汀護	時間分/月	0	0	9	9	9	9	
3	同行援護	人/月	4	2	1	2	2	2	
3	1PJ1 1 1 1 反 เ受	時間分/月	34	27	3	27	27	27	
4	 行動援護	人/月	8	8	7	8	8	8	
4	1] 則 拔喪 	時間分/月	256	228	142	228	228	228	
5	重度障がい者等	人/月	0	0	0	0	0	0	
5	包括支援	時間分/月	0	0	0	0	0	0	

[※]令和2年度の実績値は令和2年5月の実績で掲載しています。

	サービス名	考え方
1	居宅介護 (ホームヘルプ)	月間の平均利用人数がどれくらい増えていくかを基本に考えて「人/月」を計上し、この人数と令和元年度の実績を基に1人当たりの平均利用時間11.6時間/月を乗算し「時間分/月」を算出しています。
2	重度訪問介護	令和2年度の平均利用人数,平均利用時間をもとに算出しています。
3	同行援護	対象者が視覚障がい者に限られているため、利用者数の推移に 大きな変化はありません。今後も2人程度の利用者数で推移して いくものと考えます。
4	行動援護	月間の平均利用人数がどれくらい増えていくかを基本に考えて「人/月」を計上し、この人数と令和元年度の実績をもとに算出した1人当たりの平均利用時間28.50時間/月を乗算し「時間分/月」を算出しています。
5	重度障がい者等包括支援	当該事業を行う事業所は市内にありません。近隣市町村にもないため、当該事業の利用は見込んでいません

(2) 日中活動系サービス

【サービスの概要】

	サービス名	内容
1	生活介護	常に介護を必要とする人に対して,主に昼間において,入浴・排せつ・食事等の介護,調理・洗濯・掃除等の家事,生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援,創作的活動・生産活動の機会の提供のほか,身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
2	自立訓練(機能訓練)	身体障がい者又は難病を患っている人などに対して、障がい者支援 施設、障がい福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、理学療 法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及 び助言などの支援を行います。
3	自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者又は精神障がい者に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴・排せつ・食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
4	就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者に対して,生産活動や職業体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練,就労に関する相談や支援を行います。
5	就労継続支援(A型)	企業等に就労することが困難な障がい者に対して,雇用契約に基づ く生産活動の機会の提供,知識及び能力の向上のために必要な訓練な どを行います。
6	就労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。
7	就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう,事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。
8	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです
9	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うこと ができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に 短期間入所してもらい、入浴・排せつ・食事のほか、必要な介護を行い ます。
10	療養介護	医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練・療養上の管理・看護・医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。
11	宿泊型自立訓練	自立訓練(生活訓練)の対象で,一般就労している方などに,居住の 場を提供して,日常生活の向上のための支援を行います。

【サービス見込量】

サービス名				実績値			見込量	
		単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1	生活介護	人/月	107	118	124	128	138	149
'	工伯月暖	人日分/月	2, 052	2, 284	2, 368	2, 478	2, 671	2, 884
2	自立訓練	人/月	11	11	9	12	12	13
	(機能訓練)	人日分/月	116	116	86	126	126	137
3	自立訓練	人/月	12	14	17	18	19	21
3	(生活訓練)	人日分/月	128	172	264	221	233	258
4	就労移行支援	人/月	24	15	16	16	16	16
4	机力物11×1发 	人日分/月	363	232	239	247	247	247
5	就労継続支援	人/月	22	29	29	29	30	30
5	(A型)	人日分/月	437	566	553	566	585	585
6	就労継続支援	人/月	70	79	77	81	85	89
0	(B型)	人日分/月	1, 169	1, 285	1, 220	1, 317	1, 382	1, 448
7	就労定着支援	人/月	0.36	4	3	5	6	7
8	自立生活援助	人/月	0	0	0	1	2	3
9	短期入所	人/月	19	19	4	22	23	25
9	(ショートステイ)	人日分/月	152	131	61	154	162	170
10	療養介護	人/月	3	3	3	3	3	3
	<i>邓</i> 段 月	人日分/月	95	90	93	93	93	93
11	宿泊型自立訓練	人/月	0	11	2	2	2	2
11	1日日空日立訓練	人日分/月	0	0.3	62	62	62	62

[※]令和2年度の実績値は令和2年5月の実績で掲載しています。

	サービス名	考え方
1	生活介護	月間の平均利用人数がどれくらい増えていくかを基本に考えて「人/月」を計上し、この人数と令和元年度の実績をもとに算出した1人当たりの平均利用回数19.36回/月を乗算し「人日分/月」を算出しています。
2	自立訓練(機能訓練)	月間の平均利用人数がどれくらい増えていくかを基本に考えて「人/月」を計上し、この人数と令和元年度の実績をもとに算出した1人当たりの平均利用回数10.55回/月を乗算し「人日分/月」を算出しています。
3	自立訓練 (生活訓練)	月間の平均利用人数がどれくらい増えていくかを基本に考えて「人/月」を計上し、この人数と令和元年度の実績をもとに算出した1人当たりの平均利用回数12.29回/月を乗算し「人日分/月」を算出しています。
4	就労移行支援	月間の平均利用人数がどれくらい増えていくかを基本に考えて「人/月」を計上し、この人数と令和元年度の実績をもとに算出した1人当たりの平均利用回数15.47回/月を乗算し「人日分/月」を算出しています。
5	就労継続支援 (A型)	月間の平均利用人数がどれくらい増えていくかを基本に考えて「人/月」を計上し、この人数と令和元年度の実績をもとに算出した1人当たりの平均利用回数19.52回/月を乗算し「人日分/月」を算出しています。
6	就労継続支援 (B型)	月間の平均利用人数がどれくらい増えていくかを基本に考えて「人/月」を計上し、この人数と令和元年度の実績をもとに算出した1人当たりの平均利用回数16.27回/月を乗算し「人日分/月」を算出しています。
7	就労定着支援	令和5年度までに福祉施設から一般就労へ移行する人の見込数を参考 に目標値を設定します。
8	自立生活援助	令和5年度までに入所施設から地域生活へ移行する人の見込み数を参 考に目標値を設定します。
9	短期入所 (ショートステイ)	令和2年度の平均利用人数,平均利用時間をもとに算出しています。
10	療養介護	令和2年度の平均利用人数,平均利用時間をもとに算出しています。
11	宿泊型自立訓練	令和2年度の平均利用人数,平均利用時間をもとに算出しています。

(3)居住系サービス

【サービスの概要】

サービス名		内容
1	共同生活援助 (グループホーム)	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談・ 入浴・排せつ・食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
2	施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴・排せつ・ 食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の 支援を行います。

【サービス見込量】

				実績値			見込量	
	サービス名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1	共同生活援助	人/月	45	49	49	53	57	62
2	施設入所支援	人/月	46	47	49	48	47	46

[※]令和2年度の実績値は令和2年5月の実績で掲載しています。

	サービス名	考え方		
1	共同生活援助	月間の平均利用人数がどれくらい増えていくかを基本に考えて「人/ 月」を計上しています。		
2	施設入所支援	国の指針において令和5年度末の施設入所者を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減するとされているため、これに基づき見込量を設定します。		

(4)相談支援

【サービスの概要】

	サービス名	内容
1	計画相談支援	障がい福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成, サービス支給決定後の連絡調整,「サービス等利用計画」の作成を行います。
2 地域移行支援 人に対して,住居		障がい者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している 人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、 外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を 行います。
3	地域定着支援	単身等で生活する障がい者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊 急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を 行います。

【サービス見込量】

			実績値			見込量		
	サービス名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1	計画相談支援	人/年度	352	358	79	380	404	429
2	地域移行支援	人/年度	2	0	0	0	0	0
3	地域定着支援	人/年度	0	0	0	0	0	0

[※]令和2年度の実績値は令和2年5月の実績で掲載しています。

	サービス名	考え方
1	計画相談支援	月間の平均利用人数がどれくらい増えていくかを基本に考えて「人/ 月」を計上しています。
2	地域移行支援	現在当該事業を行う事業所が近隣にないため、利用は見込めません。今後、入所(入院)中の障がい者が地域生活へ移行するために必要なサービスとなってくるため、事業所の確保に努めます。
3	地域定着支援	現在当該事業を行う事業所が近隣にないため、利用は見込めません。今後、入所(入院)中の障がい者が地域生活へ移行するために必要なサービスとなってくるため、事業所の確保に努めます。

第3章 障がい児通所支援の見込量と今後の方策

1 サービス見込量の設定の考え方

守谷市障がい児福祉計画(第2期)の策定に当たり、国は、障がい児の健やかな育成のため の発達支援を基本指針としています。

障がいのある児童が健やかに成長するためには、どのような環境を整える必要があるかという観点から、サービスの見込量を設定します。

2 サービスの状況と課題

障がい児通所支援においては、放課後等デイサービスの事業所が増加し、授業の終了後又は休日に、生活能力に必要な訓練、社会との交流の促進のための場を、それぞれの障がいの特性に合わせて選択できるようになりました。

障がい児相談支援事業所は、平成30年に1箇所増え5事業所となっていますが、障がい児通 所支援事業所数に比較して不足している状況であるため、依然としてこの分野への事業者の参 入が求められています。

また、障がい児が、障がい児通所支援を利用することにより、障がい児以外の児童との集団 生活を実現できるよう地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図っ ていくことが課題となっています。

守谷市における障がい児の子ども・子育て支援等の受入れ状況と今後の受入れ見込量は下表 とおりです。

(単位:人)

1 4 Dil	実績値	見込量				
種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
保育所	9	8	8	7		
認定こども園	2	2	2	2		
放課後健全育成事業	16	15	15	14		

※令和2年度の実績値は令和2年8月の実績で掲載しています。

3 障がい児通所支援の見込量

① 「人日分/月」:月間の平均利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

② 「人/月」 : 1月当たりの平均利用人数

※令和2年度の実績値は令和2年5月の実績で掲載しています。

【サービスの概要】

	サービス名	内容
1	児童発達支援	未就学児に対して,日常生活における基本的な動作の指導,知識技能の付与,集団生活への適応訓練などの支援を行います。
2	医療型児童発達支援	上肢,下肢,体幹機能の障がいがある障がい児に対して,児童発達 支援と治療を行います。
3	放課後等デイサービス	授業の終了後や学校の休校日に,生活能力の向上のために必要な訓練や,社会との交流の促進などの支援を行います。
4	保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との 集団生活の適応のための専門的な支援などを行います。
5	障がい児相談支援	居宅・通所サービスを受けようとする障がいのある児童に対し、サービスなどの利用計画を作成し、サービス事業所との連絡調整、モニタリングなどを行います。

【サービス見込量】

				実績値			見込量	
	サービス名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1	児童発達支援	人/月	93	105	34	100	95	90
'	汽里光连又拔 	人日分/月	309	416	226	396	376	356
2	医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
		人日分/月	0	0	0	0	0	0
3	放課後等デイサービス	人/月	106	119	115	138	145	152
3		人日分/月	1, 163	1, 286	1,083	1, 491	1, 567	1,643
4	保育所等訪問支援	人/月	0	0.17	0	0	0	0
5	障がい児相談支援	人/年度	112	139	42	238	240	242

[※]令和2年度の実績値は令和2年5月の実績で掲載しています。

	サービス名	考え方
1	児童発達支援	将来人口推計の未就学児人口(0~5歳)並びに幼児教育・保育無償化の影響を鑑み、減少傾向で設定します。月間の平均利用人数がどれくらい増えていくかを基本に考えて「人/月」を計上し、この人数と令和元年度の実績をもとに算出した1人当たりの平均利用回数3.962回/月を乗算して「人日分/月」を算出しています。
2	医療型児童発達支援	当該事業を行う事業所は近隣にありません。そのため大きな変化 は見込めません。
3	放課後等デイサービス	将来人口推計の小学生人口(6~11歳)の影響を鑑み、増加傾向で設定します。月間の平均利用人数がどれくらい増えていくかを基本に考えて「人/月」を計上し、この人数と令和元年度の実績をもとに算出した1人当たりの平均利用回数10.81回/月を乗算して「人日分/月」を算出しています。
4	保育所等訪問支援	当該事業を行う事業所は市内にはありません。障がい児支援が、 障がい児の地域社会への参加の手助けとなり、地域社会への参加を 実現させるために重要なサービスであると考えているため、事業所 の確保に努めます。
5	障がい児相談支援	見込量は、児童発達支援と放課後等デイサービスの利用見込者数 の合計で設定しています。

第4章 地域生活支援事業の見込量と今後の方策

- 1 地域生活支援事業の見込量
- (1)相談支援事業の取組と見込量

【相談支援事業】

事業名		内容
1	相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉 サービスの利用支援を行うほか、権利擁護に必要な援助も行いま す。

【事業見込量】

	事業名		ı		実績値		見込量			
			単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
-1	相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2	
'	援事業	基幹相談支援センター	箇所	0	0	0	0	0	0	

[※]令和2年度の実績値は令和2年5月の実績で掲載しています。

【事業見込量の考え方】

事業名		事業名	考え方
1	相 談 でがい者相談支援事業 支 1 援		守谷市障がい者相談支援センターといなしきハートフルセンターで、障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行っています。今後もこの体制を継続していきます。
	事業	基幹相談支援センター	基幹相談支援センターの必要性や設置方法については、今後検 討していきます。

(2) 成年後見制度利用支援事業の取組と見込量

【相談支援事業】

	事業名	内容
1	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者に対して,成年後見制度の利用について必要となる経費の全部又は一部について補助を行います。当該事業を利用できるのは,「本人に配偶者若しくは二親等内の親族がいない者又は本人に配偶者若しくは二親等内の親族があっても申立てを行う見込がない者」となっています。

【事業見込量】

			実績値		見込量			
事業名		平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
1	成年後見制度利用	0	0	0	1	1	1	

[※]令和2年度の実績値は令和2年5月の実績で掲載しています。

【事業見込量の考え方】

	事業名	考え方
1	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用支援事業の利用が必要である対象者の 把握に努め、制度の利用が必要と判断した障がい者に対し、「守 谷市成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき、継続して 事業を実施します。 当該事業の利用対象者は、本人に配偶者若しくは二親等内の 親族がいない者又は本人に配偶者若しくは二親等内の親族が あっても申立てを行う見込がない者であるため、対象は少ない ものと見込んでいます。

(3) 地域生活を支援するための取組と見込量

障がい者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により地域生活の支援に取り組みます。

【事業の概要】

	事業名	内容
1	理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の市民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
2	意思疎通支援事業	聴覚,言語機能,音声機能,視覚その他の障がいのため,意思疎通を図ることに支障がある人のために,手話通訳者や要約筆記者の派遣,点訳,代筆,代読,音声訳による支援などを行います。
3	日常生活用具給付事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用 具を給付し、又は貸与します。
4	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進, 市町村の広報活動など の支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話 表現技術を取得した者)の養成研修を行います。
5	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について,外出のための支援を行います。
6	日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、また、障がい者 の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な 休息を目的としています。
7	訪問入浴サービス事業	家庭で入浴することが困難な重度の身体障がい者に対し, その家庭へ移動入浴車を派遣して入浴サービスを提供しま す。
8	地域活動支援センター事業	障がい者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。機能強化事業として、以下の類型が設けられています。 ■地域活動支援センターⅠ型 精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。 ■地域活動支援センターⅡ型 地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 ■地域活動支援センターⅢ型 地域の障がい者のための援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を安定的に運営します。

【サービス見込量】

			実績値			見込量			
		サービス名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1	T田 佑花	促進研修・啓発事業	_	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	上土州华	<u> た</u> に一般・一角光 手来	_	天 爬	天 旭	天 爬	天 爬	天 爬	天 爬
2	支援事:	手話通訳者派遣事業	人/年度	96	95	12	96	98	100
	事疎業通	要約筆記者派遣事業	人/年度	0	0	0	0	0	0
	日常	生活用具給付事業	人/年度	930	1, 018	217	1,020	1, 030	1,050
		①介護・訓練 支援用具	人/年度	1	4	2	3	3	3
		②自立生活支 援用具	人/年度	17	14	1	15	15	15
3		③在宅療養等 支援用具	人/年度	9	5	1	10	10	10
		④情報·意思 疎通支援用具	人/年度	5	11	1	12	12	12
		⑤排せつ管理 支援用具	人/年度	888	978	71	980	990	1,000
		⑥居宅生活動 作補助用具	人/年度	10	6	4	10	10	10
4	手話	奉仕員養成研修事業	人/年度	10	5	0	5	5	5
5	移動	支援事業	実利用者数	40	40	14	40	40	40
	1939	人 版事未	延利用時間数	1, 764	2, 056	54	2,056	2, 056	2,056
6	日中-	一時支援事業	実利用者数	75	96	14	115	138	166
			延利用回数	1, 299	1, 790	465	2, 143	2, 572	3, 094
7	訪問。	入浴サービス事業	実利用者数 延利用回数	5 200	235	20	5 206	5	206
	地域活動支援		設置箇所数	200	235	39	206	206	206
		ロ勤又版 ターⅠ型	延利用者数	226	241	70	250	250	250
8		/	設置箇所数	1	1	1	1	1	1
		ターⅢ型	延利用者数	1, 684	1, 476	304	1, 500	1, 530	1, 545
<u> </u>		_	/C 14/14 H 3/	_,	_, _, _		_,	_,	_, = 10

[※]令和2年度の実績値は令和2年6月の実績で掲載しています。

【事業見込量の考え方】

	事業名	考え方				
1	理解促進研修・啓発事業	■学校での交流、福祉教育の充実福祉教育の一環として、障がい者のボランティア団体等と協力しながら、教職員、児童に障がいに対する理解促進を図っていきます。 ■障がい者週間などを活用した啓発障がい者週間(12月3日から9日まで)などの、市民が障がい者の問題に関心を持ちやすい時期に、懸垂幕の掲出や広報紙への特集記事の掲載を行い、市民の障がいへの理解促進を図ります。 ■知的障がい者の就労支援知的障がい者への理解の促進と就労を支援する観点から、市において特別支援学校からの実習生の受入れを行うとともに、市職員の知的障がい者への理解促進を図ります。				
2	意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業の利用者は、手話の使える聴覚障がい者に限定されているため、大きな増減はなく、毎年延べ100人程度の利用と見込んでいます。 要約筆記者派遣事業は、現状では利用がなく、将来的にもわずかな利用にとどまるものと考えます。				
3	日常生活用具給付事業	これまでの実績件数を考慮して設定しています。特に、排せ つ管理支援用具については、ぼうこう又は直腸機能の障がい者 が増加し、これに比例して給付申請が増加していることから、 今後も給付量が大きく増加していくものと考えます。その他の 用具については、大きな増減は見込んでいません。				
4	手話奉仕員養成研修事業	手話通訳者を養成するために、年度ごとに入門課程、基礎課程、上級課程に分けて講座を実施し、これらの全課程を修了した受講生には、茨城県の手話通訳者養成講座の受講を勧奨します。 また、講座を修了した受講生には、市のイベント、災害時における避難所において、手話ボランティアとして活躍できるよう、体制の整備に努めます。				

	事業名	考え方
5	移動支援事業	見込量は、これまでの利用量の実績を考慮し、今後、知的障がい者及び精神障がい者からの利用が増加することを勘案して設定します。 月間の平均利用人数の増加数がどれくらい増えていくかを基本に考えて「実利用人数」を計上し、この人数と令和元年度の実績をもとに算出した1人当たりの平均利用時間51.40時間/月を乗算し「延べ利用時間数」を算出しています。
6	日中一時支援事業	月間の平均利用人数がどれくらい増えていくかを基本に考えて「実利用人数」を計上し、この人数と令和元年度の実績をもとに算出した1人当たりの平均利用回数18.64回/月を乗算して「延べ利用回数」を算出しています。
7	訪問入浴サービス事業	見込量は、守谷市障がい福祉計画(第5期)での利用者数及 び利用量の実績並びに地域生活へ移行する障がい者の数を考 慮して設定します。 1人当たり平均41.3回/年の利用を見込んで延べ利用回数を 計算しています。
8	地域活動支援センター事業	長期入院中の人が地域で暮らすための第一歩として、地域活動支援センターを利用し、訓練をしたり、地域の人々と交流したり、居場所を提供するための大きな役割を担っていると考えます。そのため、利用者は増加していくと見込んでいます。今後も、病院、相談支援事業所との連携を図りながら、当該事業の利用を促進していきます。 地域活動支援センターⅠ型は、障がい福祉圏域に1箇所(いなしきハートフルセンター)あります。 地域活動支援センターⅢ型は、市内に1箇所(エスポワール)あります。

(4) 社会参加促進事業の取組と見込量

【事業の概要】

	事業名	内容
1	自動車運転免許取得費助成事業	身体障がい者手帳を所持し,自動車教習所で普通運転免許を新規 に取得する人を対象に,運転免許取得に要する費用の一部を助成し ます。
2	自動車改造費助成事業	自ら所有し運転する自動車の手動装置などの一部を改造すること により社会参加が見込まれる人に対し、自動車の改造に直接要した 費用の一部を助成します。
3	更生訓練費給付	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用する障がい者に対し、 職能訓練などに必要な物品の購入費等を支援します。

【事業見込量】

				実績値		見込量		
	事業名	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1	自動車運転免許取得費助 成事業	人/年度	0	0	0	0	0	0
2	自動車改造費助成事業	人/年度	0	1	1	1	1	1
3	更生訓練費給付	人/年度	0	0	0	0	0	0

[※]令和2年度の実績値は令和2年5月の実績で掲載しています。

【事業見込量の考え方】

	事業名	考え方
1	自動車運転免許取得費助成事業	見込量については、守谷市障がい福祉計画(第5期)での利用者 数及び利用量の実績を考慮して設定します。
2	自動車改造費助成事業	見込量については、守谷市障がい福祉計画(第5期)での利用者 数及び利用量の実績を考慮して設定します。
3	更生訓練費給付	見込量については、守谷市障がい福祉計画(第5期)での利用者 数及び利用量の実績を考慮して設定します。